太陽光発電導入促進事業
交付申請の手順書（令和７年度）

Ver.1.3

公益財団法人東京都環境公社　東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）

★は交付申請兼実績報報告書の添付場所　<> は必要書類名

はじめに.....0

交付申請前に必ずお読みください。.....1

① 必要書類：助成金交付申請兼実績報告書（第５号様式）.....3

1. **助成対象者確認書類.**.....11

② <助成対象者確認書類：個人>.....14

③ <助成対象者確認書類：法人>.....15

④ <助成対象者確認書類：管理組合>.....15

⑤ <助成対象者確認書類：機器貸与者等>.....15

★リースまたは電力販売サービスの契約証明書類.....16

★機器貸与者等に係る覚書.....16

2. **確認.**.....17

3. **太陽光発電電力を使用する住宅**.....18

★工事請負契約書または売買契約書等.....18

⑥ 必要書類：<太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書または売買契約書等>.....18

★契約書の補足書類①②.....19

★接続契約のご案内.....22

⑦ 必要書類<接続契約のご案内等>.....22

★電力を使用する住宅の登記事項証明書（建物）.....23

⑧ 必要書類：<太陽光発電システムの電力を使用する住宅の登記事項証明書>.....23

★使用場所が住宅であることの証明書.....25

★住宅の全景写真.....30

⑨ 必要書類：<太陽光発電システムの電力を使用する住宅の全景写真>.....30

4. **設置概要**.....31

★モジュールの設置完了後写真.....34

⑩ 必要書類：<モジュールの設置完了後の写真>.....34

★割付図.....34

⑪ 必要書類：<太陽電池モジュールの割付図>.....34

★設置場所の登記事項証明書.....35

⑫ 必要書類：<設置場所の登記事項証明書（建物）>.....35

★設置場所の全景写真.....35

⑬ 必要書類：<設置場所の全景写真>.....35

★設置場所と電力使用住宅との位置関係がわかる写真.....35

⑭ 必要書類：<設置場所と電力使用住宅との位置関係がわかる写真>.....35

★架台設置・防水工事の写真 36
⑮　必要書類：<架台設置・防水工事写真> 36
★領収書 37
⑯　必要書類：<領収書> 37
★領収書内訳 39
⑰　必要書類：<領収書内訳>（公社書式②） 39
★国または区市町村の補助金の確定通知書 41
⑱　必要書類：<国および区市町村の補助金の交付額確定通知書> 41
<①交付額が確定されたことがわかる通知書の写し> 41
<②太陽光発電システムのみの受給金額の記載があるもの> 41

5. **設備** 42
★モジュール、パワコンおよび周辺機器の保証書 42
⑲　必要書類：<モジュール・パワコンおよび周辺機器の保証書> 42
【保証書】 42

6. **リフォーム瑕疵保険情報** 49
★リフォーム瑕疵保険等の保険証券または保険付保証明書の写し 49
⑳　必要書類：<リフォーム瑕疵保険等の保険証券または保険付保証明書の写し> 49

7. **助成金交付額の算出** 52
㉑　必要書類：<交付申請用計算書>（公社書式③） 52

8. **助成金振込先情報** 57
その他公社が必要と認める書類 60
補足説明書類：<理由書> 58
補足説明書類：<再審査依頼について> 60

9. **申請者属性情報** 61

はじめに

公社では、助成金を交付する際に、定められた要件であることを確認するため審査を行います。提出書類に不足や不備があると審査が行われませんので、必ず、『本書』および『太陽光発電導入促進事業助成金の手引き（令和７年度）』をお読みいただき、助成対象の要件や必要書類について十分ご理解いただいてから、交付申請兼実績報告フォームより交付申請の手続きを行ってください。

＜助成金事業に係る注意喚起について＞

（公財）東京都環境公社が実施する各種助成金は、都民・事業者の税金を財源とし実施しており、その適正な執行が強く求められています。

助成金の申請や受給において、虚偽の申告、書類の改ざん、関係者間の取引の偽装など、虚偽や不正、違法な行為があった場合には、助成金の受給の時期を問わず、厳正に対処いたしますので、このような行為は絶対に行わないでください。

また申請にあたっては、助成金の各要綱や法令の規定を遵守してください。

交付申請をおこなっても、要件に合致しない場合や、書類の改ざん、加工、虚偽申請を行った場合は対象外といたします。

なお、助成対象外となった場合は、原則、**再審査は行いません。**速やかに取下げの手続き行ってください。交付決定後であっても不正行為が判明した場合は、交付決定取消しや助成金の返納の可能性があります。

助成金の交付決定は、すべての審査終了後となりますので、交付決定できなかった場合は、工事費用等を負担するのは助成対象者となります。不備内容や対象外となった理由は、手続代行者へ依頼された場合は、手続代行者までお問合せください。

また、提出された書類は、公社から助成対象者および手続代行者へお送りすることはできませんので必ず控えを保管してください。

各申請については、電子申請で行います。連絡や手続きのやりとりは、登録の認証用メールアドレスのみとなります。認証用メールアドレスの変更や連絡先情報に変更がある場合は、速やかに公社 HP 認証用メールアドレス変更フォームより手続きをお願いします。なお、変更手続きは、前任者・後任者の両者での手続きが必要となります。退職等で前任者のメールアドレスが使用できなくなった場合は、メールアドレス cnt-r7taiyoko-support@tokyokankyo.jp までご連絡ください。

＜審査の進捗について＞

『令和７年度家庭における太陽光発電導入促進事業助成金　誰でも確認画面』に事前申込受付番号または交付決定番号を入力すると審査の進捗がご確認いただけます。

公社 HP（https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fam_solar/r07）の申請状況確認（電子申請）箇所より申請状況の確認はこちらをクリック

＜審査状況の表示について＞

審査が開始されると『審査中』と表示されます。交付申請兼実績報告に不足や不備がある場合は、解消されるまで『修正依頼中』と表示されます。不備が解消されるまで審査は行われませんので、修正依頼内容を確認いただき、速やかにご対応をお願いします。修正の際は、必ず『交付申請の手順書（令和７年度）』の該当箇所を確認してください。

不足や不備がない交付申請兼実績報告である場合のみ、おおむね３～４か月で『交付決定』となります。『交付決定』と表示後、助成対象者宛てに助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）が送付されます。到着後、おおむね１か月後にご指定の口座へ振り込みが完了されます。

助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）に記載されている金額は、太陽光発電システムで交付決定された助成金額のみです。（助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）は事業ごとに送付されます）

お問合わせ窓口　（家庭における太陽光発電導入促進事業専用）

電話番号：03-6633-3821

事業ごとに窓口が異なりますのでご注意ください。

メールでのお問い合わせ・ご相談は受付けておりません。

（受付時間）　9：00～17：00（12：00～13：00 を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

お問合せの際のお願い

- 申請サポートセンターではございません。審査の手続きの問い合わせ窓口ですので、必ず本書をお読みいただき、ご不明の入力方法、提出書類等の該当ページをお伝えください。
- 修正依頼メールについてのお問い合せは、事前申込受付番号・助成対象者名をお伝えください。
- 提出書類の到着日、審査の進捗状況、審査結果の確認、申請状況等に関するお問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。手続代行者に申請を依頼した場合は、手続代行者へお問い合わせください。

　手続き代行者は、『令和７年度家庭における太陽光発電導入促進事業助成金申請の確認画面』より審査の進捗をご確認いただけます。

確認方法

＜重要＞交付申請前に必ずお読みください。

※交付申請手続きには期限がありますのでご注意ください。

（事前申込受付日から１年）

期限を過ぎると自動的に廃止となります。

審査で『助成対象外』に該当した場合は、『取下げ』の手続きが必要となります。 交付申請前に必ず確認してください。	
助成対象者が事前申込時の入力と一致している	**事前申込時の助成対象者種別、助成対象者名の変更は原則できません。** （その他の入力は交付申請兼実績報告書フォームで変更可能です。） 　また、事前申込時の助成対象者名と異なる氏名が記載された書類を提出し、交付申請を行った場合は対象外となる場合があります。 誤った書類を提出しないよう注意してください。 **下記に該当する場合は、修正依頼メールを送信してください。** ・契約後、事前申込時の助成対象者名に漢字等の誤記が発覚した（特例措置期間の契約を除く） ・ローン等の契約審査で助成対象者名が変更となった ※新旧字体・異字体・ファーストネーム・セカンドネームの順序の違い等は修正依頼不要です。 メールアドレス　cnt-r7taiyoko-support@tokyokankyo.jp 件名：事前申込修正依頼 事前申込受付番号 事前申込時：助成対象者名　　修正後：助成対象者名 修正の理由（理由によっては認められない場合があります）
見積書の宛名・契約者名・領収書の宛名・振込先の口座名義が助成対象者名である	助成対象者は、設置工事の契約者であり、領収書の名義人であり、かつ助成金の振込口座名義人であることが必要です。 事前申込時から見積書が変更された場合は、正しい見積書を契約書と一緒に提出してください。 事前申込から交付申請までの間に**地位の承継により**助成対象者名と異なる記載書類を提出する場合は、公社 HP より変更申請の手続きを行ってください。 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fam_solar/r07

審査で『助成対象外』に該当した場合は、『取下げ』の手続きが必要となります。 交付申請前に必ず確認してください。	
事前申込は電灯契約ごとに行っている	複数の電灯契約がある場合は、それぞれの電灯契約ごとに事前申込が必要です。 事前申込を行っていない案件については助成対象外となります。
必要書類は『PDF』または『JPEG』である	『PDF』または『JPEG』のみが添付できます。 ワード・エクセル等は変換が必要です。また、HEIC・ZIP 形式は添付不可です。添付箇所の指示通りの形式で提出してください。
必要書類がすべて揃っている	『太陽光発電導入促進事業助成金の手引き』の P.39～該当する助成対象者種別のすべての必要書類の準備が整っていることを確認してから交付申請兼実績報告フォームの入力をしてください。 入力の途中でも一時保存が可能ですが、必ず一時保存中の案件を完了してから別の申請案件の入力を行ってください。 ※再開時は、一時保存前のデータに上書き処理されますので注意！ また、公社書式および補足説明資料は、HP 上の最新の書式を使用していない場合は、不備として再提出となります。
太陽光発電システムの設置に関する契約・リース等の契約・リフォーム瑕疵保険等の契約日は事前申込受付日以降である	事前申込受付日より前に契約を行った場合は助成対象外です。 ※下記の特例措置期間を除く （令和７年４月１日～令和７年６月 30 日に契約を行ったもの）
交付申請を行う日は、領収日以降である（領収日を含む）	交付申請を領収日より前に行った場合は助成対象外です。 最終の領収日以降に交付申請を行ってください。 領収日＝設置日 なお、設置日が事前申込受付日より前の場合は助成対象外です。
都および公社で太陽光発電システムの助成金の交付申請をしていない	都および公社の『太陽光発電システム』の助成金等を交付申請している場合は、重複申請となり助成対象外です。 国または区市町村の『太陽光発電システム』の補助金等の受給は可能です。

① 必要書類：助成金交付申請兼事績報告書（第５号様式）

交付申請を行うために提出する様式名となります。
電子申請フォームが第５号様式ですので、①または②の方法で交付申請兼実績報告フォームにアクセスしてくだい。申請には、助成対象の根拠となる必要書類の添付と設置内容の入力が必要となります。
※注意：スマートフォン対応はしていません。PC からのアクセスをお願いします。

<交付申請の手続きの流れ>

①公社 HP の『交付申請兼実績報告フォームはこちら』をクリック

②『令和７年度家庭における太陽光発電導入促進事業助成金申請の確認画面』の一覧より該当する案件をクリック

＜『助成金申請の確認画面』が表示されず、ログイン画面が表示された場合＞

- メールアドレスでログインに認証用メールアドレスを入力して送信
- 『メールを確認して下さい』の通知が表示されメールが送付されます。
- メールの URL からログインすると『助成金申請の確認画面』が表示されます。

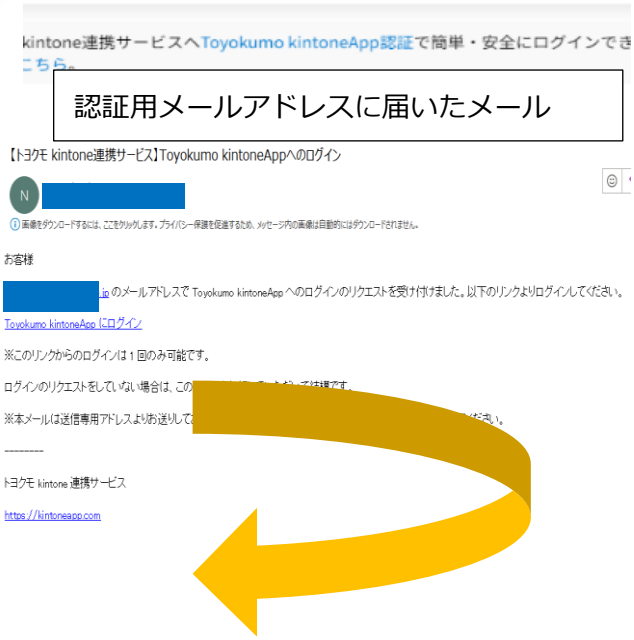

Toyokumo kintoneApp にログイン

※このリンクからのログインは 1 回のみ可能です。

ログインのリクエストをしていない場合は、このメールを無視していただいて結構です。

※本メールは送信専用アドレスよりお送りしており、ご返信いただいてもご回答できませんので、あらかじめご了承ください。

---

③　審査状況画面の下の『交付申請兼実績報告』をクリック

交付申請兼実績報告画面が開き、助成対象者の情報画面が表示されます。

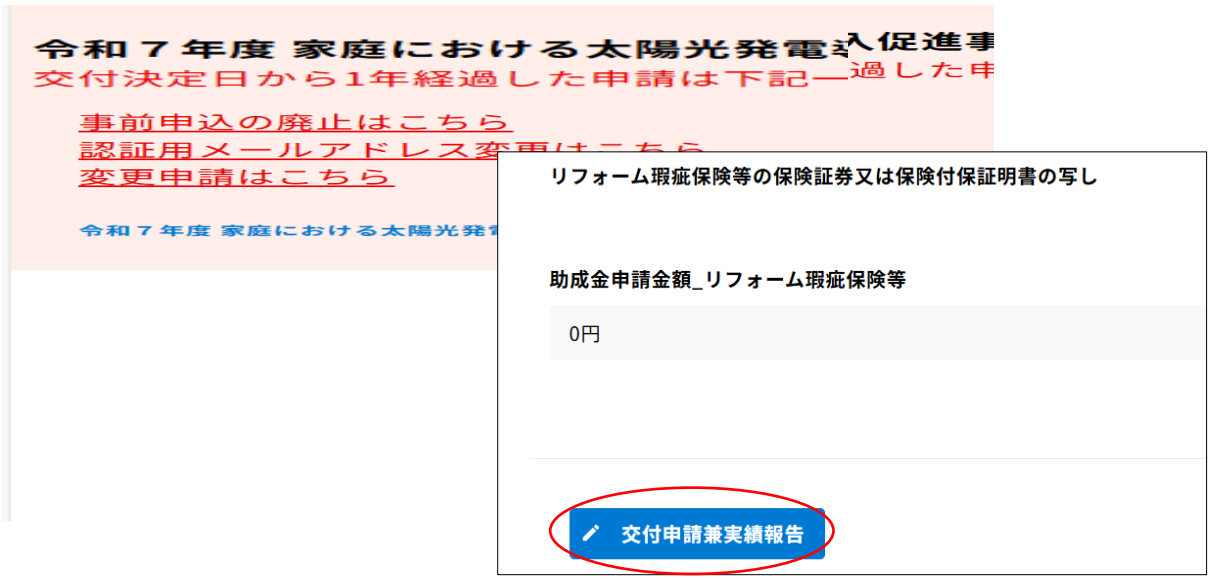

<注意！データの上書きにご注意ください>

交付申請は１申請を完了させてから、次の交付申請を行ってください。

一時保存後『再開をする』を選択すると、一時保存を行った助成対象者のデータで再開されます。

『再開をする』を選択した場合は、必ず助成対象者名を確認いただき、データの上書きにならないようご注意ください。

なお、『最初から』を選択した場合は、別の助成対象者の交付申請が可能ですが、一時保存したデータは無効となります。交付申請兼実績報告画面で添付されていても、一度削除してから再度添付して交付申請を行ってください。

④　①から⑨のすべての内容の入力と必要書類の添付が終了したら、
『この内容で申請する』をクリックしてください。

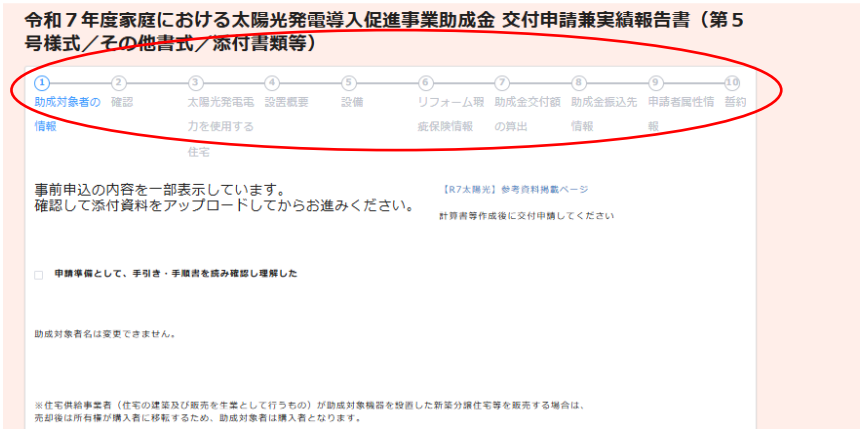

<注意！審査に不要な書類は添付しないでください>
必要書類の添付箇所は、チェックや選択により異なります。
誤った選択を行い、表示された添付箇所に不要な書類を添付した場合は、
添付書類を削除してから、正しい箇所にチェックや選択、書類を添付
してください。
不要な書類が添付されている場合は、不備として修正依頼いたします。

⑤『受付メールを送信しました』と表示され、10 分以内に認証用メールアドレスに
『交付申請兼実績報告の申請を受け付けました』のメールが届きます。
　メールが届かない場合は、交付申請が完了されていません。

<メールが届かない場合の確認方法>

『受電地点特定番号』を誤入力していないか

（接続契約のご案内と一致しているか確認すること）

一時保存から 72 時間経過していないか

（経過している場合は、入力と添付を削除してからやり直しをしてください）

この画面が表示されても申請の受付は完了していません

第５号様式 令和７年度家庭における太陽光発電導入促進事業助成金 交付申請兼実績報告書の申請を受け付けました。

クール・ネット東京 <cnt-no-reply@tokyokankyo.jp>
宛先

このメールは、送信専用メールアドレスから配信されています。
ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

事前申込受付番号「　　」
以下の URL から交付申請兼実績報告の申請内容をご確認ください。
https://cnt-tokyo-co2down.viewer.kintoneapp.com/public/fam-solar-kakunin-r7

※リフォーム瑕疵保険の不受理メールが届いている方は、他の事業と証券番号が重複しておりますので選択項目や添付書類、金額等の修正を行ってください。
※受け付けした申請内容に不備があった場合、メール等にて修正依頼（書類の再提出など）をいたします。
「@tokyokankyo.jp」のドメインからメールを受信できるよう設定をお願いいたします。
※修正依頼を受けてデータを修正された場合、公社が内容を確認するまでは審査状況が「修正依頼中」のままとなりますのでご了承ください。
※軽微な不備については公社で修正いたします。
軽微な修正についてのご連絡はいたしませんので、ご了承ください。

★東京都は太陽光パネルのリサイクル費用を補助しています。
都が指定する産業廃棄物中間処理施設で住宅用太陽光パネルのリサイクルを行う排出事業者に対し、リサイクルに要する費用の一部を補助します。
将来的にパネルを処分する際は取り外し事業者に相談し、リサイクルにご協力ください。
事業の詳細はコチラ＞＞https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/pvrecycle

■手続代行の方へ
※審査状況は、以下の URL で確認できます。
事前申込受付番号が必要となりますので、申請者ご本人にも、以下 URL と事前申込受付番号をお伝えください。
https://cnt-tokyo-co2down.viewer.kintoneapp.com/public/fam-solar-daredemo-shinsa-kakunin-r7

交付申請兼実績報告書の申請受付メールが
認証用メールアドレスへ届くと完了です

<交付申請受付後について>

交付申請が受付されると助成金申請の確認画面の審査状況に『交付申請兼実績報告書受付済』と表示されます。審査が開始されると『審査中』と表示されます。
審査は順次行いますが、提出された交付申請兼実績報告に不備がある場合は、公社より認証用メールアドレスあてに『修正依頼のご連絡』のメールを送付いたします。

不備の解消後審査再開となりますが、審査が混み合いますと修正対応いただいても、審査再開までお時間をいただく場合もございます。なるべく早く修正の回答をお願いいたします。
（修正依頼メール受信日の翌日から 180 日以内に修正の回答をいただけない場合は交付申請が撤回されたものとし対象外とさせていただきます。）
なお、不備がない場合は、おおむね３～４か月を目途に交付決定通知書（兼助成金確定通知書）が助成対象者あてに送付されます。（手続代行者へは送付されません。助成金申請の確認画面の審査状況に『交付決定』と表示されます。）

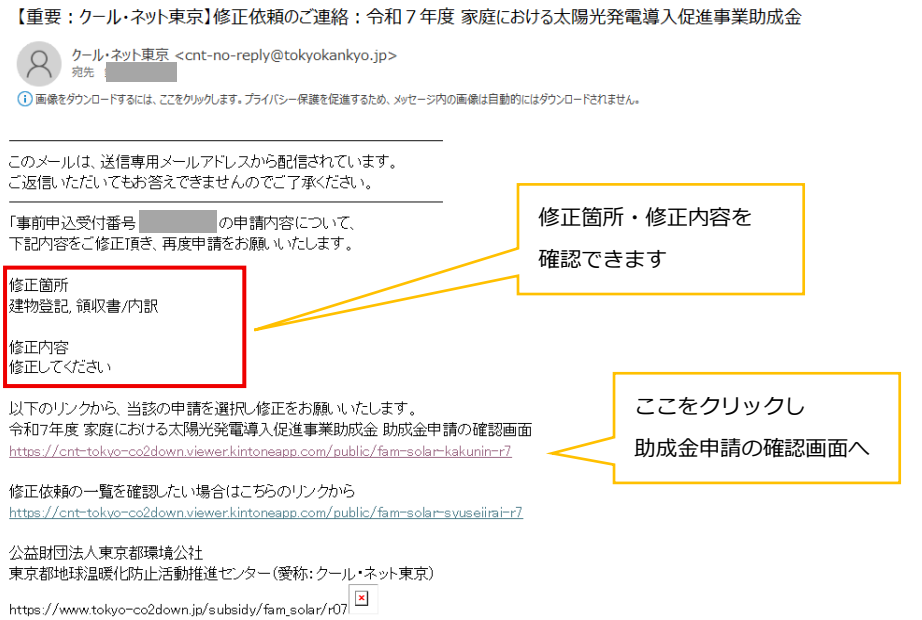

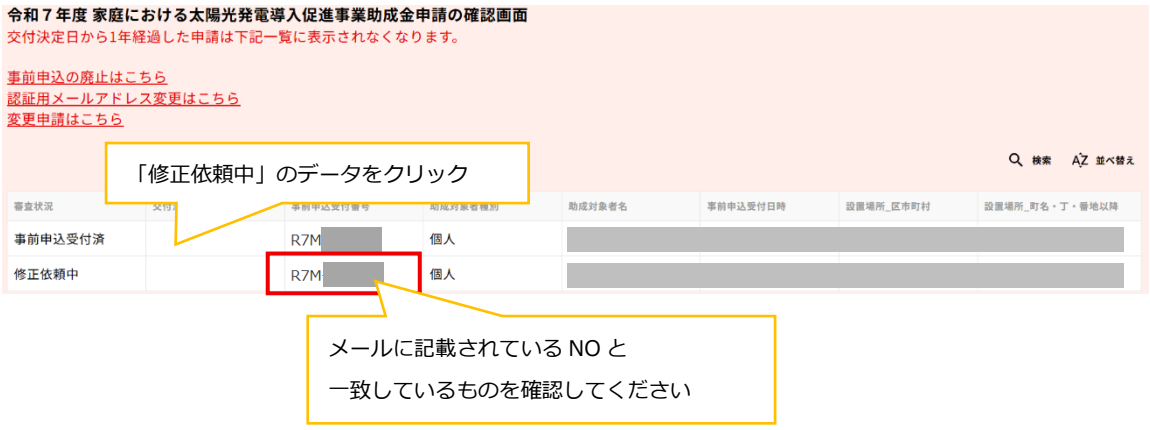

① 『交付申請兼実績報告/修正』ボタンより、該当箇所の修正を行います。

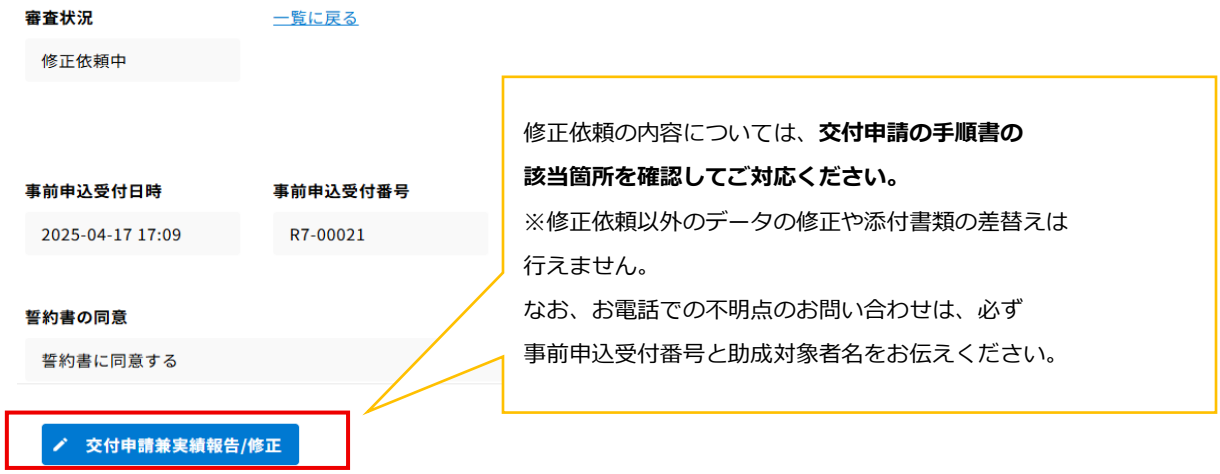

② 正しい内容に修正後、『この内容で申請する』をクリック

③ 以下の画面が表示されたら、修正依頼は完了です。

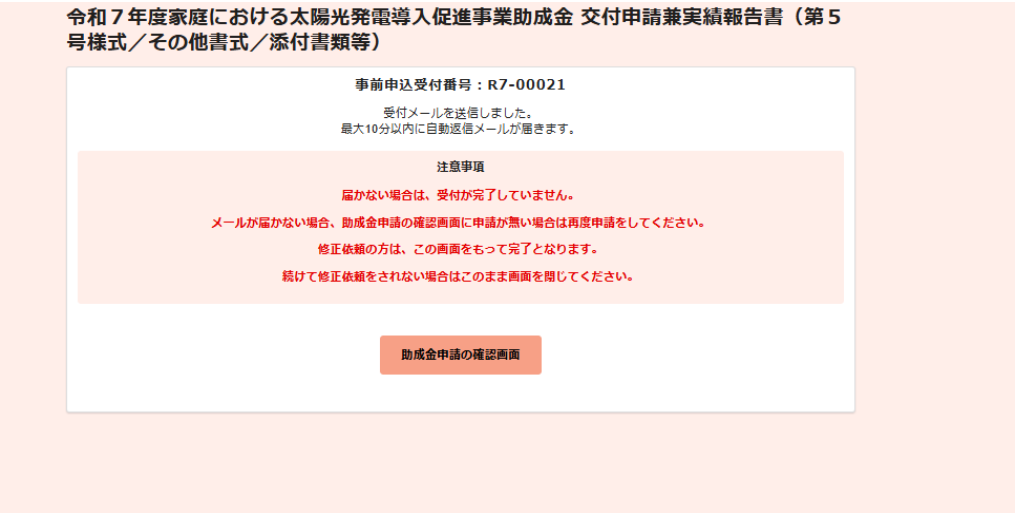

修正が完了しましたら、認証用メールアドレスに『交付申請兼実績報告書の申請を受け付けました。』のメールが届きます。また、修正依頼確認画面で『修正済』と『回答日時』が確認できます。

第５号様式 令和７年度家庭における太陽光発電導入促進事業助成金 交付申請兼実績報告書の申請を受け付けました。

クール・ネット東京 <cnt-no-reply@tokyokankyo.jp>
宛先 [redacted]

ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

事前申込受付番号 [redacted]
以下の URL から交付申請兼実績報告の申請内容をご確認ください。
https://cnt-tokyo-co2down.viewer.kintoneapp.com/public/fam-solar-kakunin-r7

※リフォーム瑕疵保険の不受理メールが届いている方は、他の事業と証券番号が重複しておりますので選択項目や添付書類、金額等の修正を行ってください。
※受け付けした申請内容に不備があった場合、メール等にて修正依頼（書類の再提出など）をいたします。
「@tokyokankyo.jp」のドメインからメールを受信できるよう設定をお願いいたします。
※軽微な不備については公社で修正いたします。
軽微な修正についてのご連絡はいたしませんので、ご了承ください。
※修正依頼の方は、このメールをもって完了となります。
助成金申請の確認画面にて、該当の修正依頼の審査状況が「修正内容確認中」になっていることをご確認ください。

★東京都は太陽光パネルのリサイクル費用を補助しています。
都が指定する産業廃棄物中間処理施設で住宅用太陽光パネルのリサイクルを行う排出事業者に対し、リサイクルに要する費用の一部を補助します。
将来的にパネルを処分する際は取り外し事業者に相談し、リサイクルにご協力ください。
事業の詳細はコチラ＞＞https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/pvrecycle

■手続代行の方へ
※審査状況は、以下の URL で確認できます。
事前申込受付番号が必要となりますので、申請者ご本人にも、以下 URL と事前申込受付番号をお伝えください。
https://cnt-tokyo-co2down.viewer.kintoneapp.com/public/fam-solar-daredemo-shinsa-kakunin-r7

※本メールにお心当りのない場合は、お手数ですが下記までご連絡をお願い申し上げます。
TEL：03-6633-3821

令和７年度 家庭における太陽光発電導入促進事業助成金 修正依頼確認画面
振込が完了した申請は下記一覧に表示されなくなります。

データ修正後、該当するNoから詳細を開き最下部にある「回答」を忘れずにクリックしてください。
回答日時が入っていないものは未回答になります。

	No	回答状況	事前申込受付番号	助成対象者名	回答日時
詳細 ›	SS-[redacted]	修正済	R7-[redacted]	[redacted]	2025-[redacted]

＜令和７年度より『回答』ボタンが廃止されました＞

従来の修正依頼回答フォームからの回答受付操作は必要ありません！

1. 助成対象者確認書類

助成対象者情報と異なる者の確認書類が添付されている場合は、対象外となります。

※＜助成対象者種別＞ ＜助成対象者名＞ ＜機器使用者等名＞の修正はできません。

ただし、契約後に助成対象者名の漢字等に誤記があった場合や、ローン審査の関係で

助成対象者名を変更した場合は、メールで修正依頼を行ってください。

メールアドレス cnt-r7taiyoko-support@tokyokankyo.jp

件名：　事前申込修正依頼　事前申込受付番号

修正前助成対象者名：

修正後助成対象者名：

修正の理由　：（理由等により変更が認められない場合もあります）

【修正依頼メール不要】

漢字の新旧字体

異体字（提出書類と入力が不一致の場合は、同漢字である旨を追記したものを添付）

外国人の漢字・ローマ字・カタカナ表記の違い

ファーストネームとミドルネーム等の順序の違い

※交付申請兼実績報告書フォームは、事前申込時の情報が表示されていますので、上記以外の情報に誤りがある場合は正しい情報を入力してください。

＜助成対象者名_カナ＞

必ずカタカナで入力してください。

＜設置場所住所＞

事前申込時に地番で入力した場合は住居表示に変更してください。

＜助成対象者住所＞

設置場所住所と一致している場合は入力不要です。

提出の助成対象者確認書類と一致する現住所を入力してください。

助成対象者の住宅ではない別の住宅に設置した場合は『設置場所と異なる』を選択して入力してください。なお、設置場所への転居等、住所変更がある場合は、必ず最新の助成対象者確認書類を提出してください。交付決定通知書（兼助成金確定通知書）が助成対象者に届かない場合は助成金の支払いはできません。

手続きが必要な助成対象者の変更について

助成対象者は、太陽光発電システムの所有者となります。

助成対象者（太陽光発電システムの所有者）の地位の承継がある場合は、公社 HP から変更申請の手続きが必要です。

注意！！交付申請前に変更申請を行うこと

＜一般承継による事前申込者の地位の承継＞

事前申込後に相続、法人の合併または分割により助成対象者名の変更があった場合

例：A の名前で設置工事契約、A の死亡により地位承継者である B の口座に入金したい。

◎提出書類（例）

- 一般承継による事前申込者の地位承継届出書：第 1 号様式
- 地位承継後の助成対象者確認書類（B のマイナンバーカード等）
- 一般承継による地位の承継であることがわかるもの
  （A の除籍謄本・または住民票の除票・死亡届（死亡診断書））

＜契約等による事前申込者の地位の承継＞

必ず公社より地位承継承認通知書が発行されてから交付申請を行うこと

一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等により助成対象者名を変更する場合

（例）：C社が設置工事を行ったが、太陽光発電システムを設置した住宅をDへ販売することとなり、助成金はDが受け取る予定である。

◎提出書類（例）

- 契約等による事前申込者の地位承継承認申請書：第 2 号様式
- C 社・D それぞれの助成対象者確認書類
  （C 社の登記事項証明書・D のマイナンバーカード等）
- 売買契約により地位の承継が分かる書類
  （不動産売買契約書等※重要事項説明書の記載必須）

必要書類：＜助成対象者確認書類＞

助成対象者確認書類は、助成対象者種別ごとに必要書類が異なります。
下記の＜確認事項＞は共通ですので、必ず確認してください。

＜確認事項＞

※　**氏名および現住所等、助成対象者の最新情報が記載されていること**
設置場所住所へ転居する場合は、転居後の住所に更新したものを提出すること
助成対象者住所に交付決定通知書（兼助成金確定通知書）が送付されます。
宛先不明で郵送ができなかった場合は、助成金の支払いはできません。
設置場所住所と異なる現住所の場合は、転居等の予定がないか等確認させていただく場合があります。

※　証明内容（氏名・住所・発行日）がはっきりと読み取れるもの

※　日本国で発行したもの

※　有効期限内であること（交付申請兼実績報告日時点）
個人確認書類：　　有効期限内であること
法人等実在証明書類：発行日から６か月以内のもの

※　助成対象者の欄に入力した情報の確認に不要な個人情報（記号、番号、枝番、QR コード等）はマスキングすること

助成対象者種別ごとの必要書類

②　＜助成対象者確認書類：個人＞

下記いずれか１つ提出してください。

- 運転免許証　※裏表両面を提出すること
  └裏面：臓器提供に関する意思表示の記入がある場合はマスキングすること
- 運転経歴証明書
- マイナンバー個人番号カード　※裏面は提出不要
  └臓器提供に関する意思表示の記入がある場合はマスキングすること
- 外国人登録証明書、在留カード、または特別永住者証明書
  └在留カード：カード右上に記載されている番号はマスキングすること
- 日本国パスポート（※住所の記載があるもの）
- 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）、資格確認書
  ※2025/12/2 実績報告受付分より保険証は無効となります。
  └保険者番号、記号・番号・枝番、ＱＲコードはマスキング必須
  └臓器提供に関する意思表示：記入がある場合はマスキングすること
- 身体障がい者手帳
- 療育手帳
- 精神障がい者保健福祉手帳

※PC で表記できない漢字の場合は、通常使用している漢字を入力いただき、同一漢字である旨を追記してください。原則、入力された漢字で、助成金交付決定通知（兼助成金確定通知書）が作成されますが、システム上表示できない場合は常用漢字を使用し作成させていただきます。

⚠ **個人申請の場合、建物の登記事項証明書「①種類」に住宅以外（事務所や工場など（車庫を除く））がある、且つ、助成対象者の住所が《設置場所と異なる》場合は、設置場所住所に住んでいる住人の本人確認書類を追加で提出してください。**

③　＜助成対象者確認書類：法人＞

下記いずれか１つ提出してください。

＜実在証明書類＞

- 商業登記の現在事項全部証明書
- 商業登記の履歴事項全部証明書
- 法人印の印鑑登録証明書

※法人の場合
助成対象者名に『株式会社』『宗教法人』等の入力がない場合は不備となります。

⚠ **法人申請の場合、設置場所住所に住んでいる住人の本人確認書類を追加で提出していただく場合がございます。**

④　＜助成対象者確認書類：管理組合＞

下記の①は必須　②または③の該当するものを提出してください。

①　管理組合で太陽光発電システムの導入が決議されたことを確認できる書類
（決議書・議事録）

※法人格がない場合：

②　管理者（管理組合の代表者）の本人確認書類のいずれか１つ

※法人格がある場合：

③　法人の実在証明書類のいずれか１つ

＜代表者の変更があった場合のみ＞

現在の代表者（理事長または管理者等）が選任されたことが確認できる書類
（決議書・議事録等）

⑤　＜助成対象者確認書類：機器貸与者等＞

機器貸与者等と機器使用者の両者の確認書類が必要です。

下記の①②③④のすべてを提出してください。

①　機器貸与者等：（リース事業者または電力販売事業者）の確認書類
個人事業主の場合は納税証明書または確定申告書
法人の場合は実在証明書類のいずれか１つ

②　機器使用者等：（機器を貸与されたもの・電力を購入するもの）の確認書類

個人の場合：本人確認書類のいずれか１つ

法人の場合：実在証明書類のいずれか１つ

③　<リースまたは電力販売サービスの契約証明書類>

★リースまたは電力販売サービスの契約証明書類

※　機器貸与者等と機器使用者が直接契約したことが記載されているもの

※　事前申込受付日以降（同日可）に契約締結を行ったもの（特例措置期間を除く）

※　機器貸与者等と機器使用者の両者の印があるもの

※　電子契約書の場合、電子契約締結証明書等を提出すること

④　<太陽光発電システムの機器貸与者等に係る覚書>

★機器貸与者等に係る覚書

※　公社書式④を提出すること

リースまたは電力販売サービスの契約金額から助成金額を控除する

方法について取り決めした写し

機器貸与者等のみ下記を入力してください。

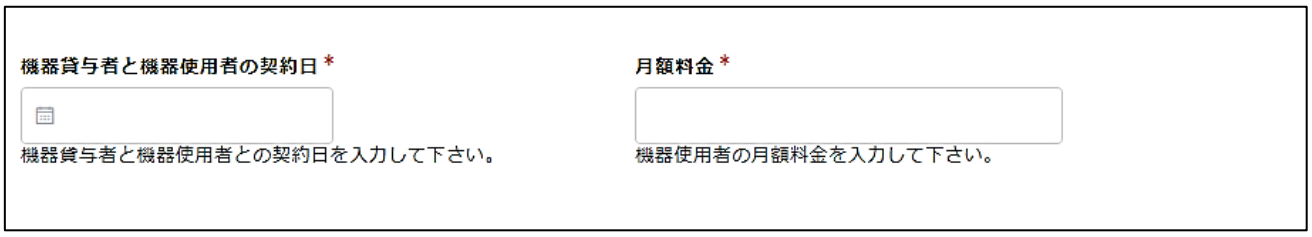

※機器貸与者と機器使用者の契約日

上記③の契約書に記載された契約日を入力してください。

事前申込受付日以前の日付の場合は、助成対象外です。（特例措置期間は除く）

※月額利用料を入力してください。

2. 確認

確認の上、チェックをして次へ進んでください。

3. 太陽光発電電力を使用する住宅

★工事請負契約書または売買契約書等

⑥　必要書類：＜太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書または売買契約書等＞

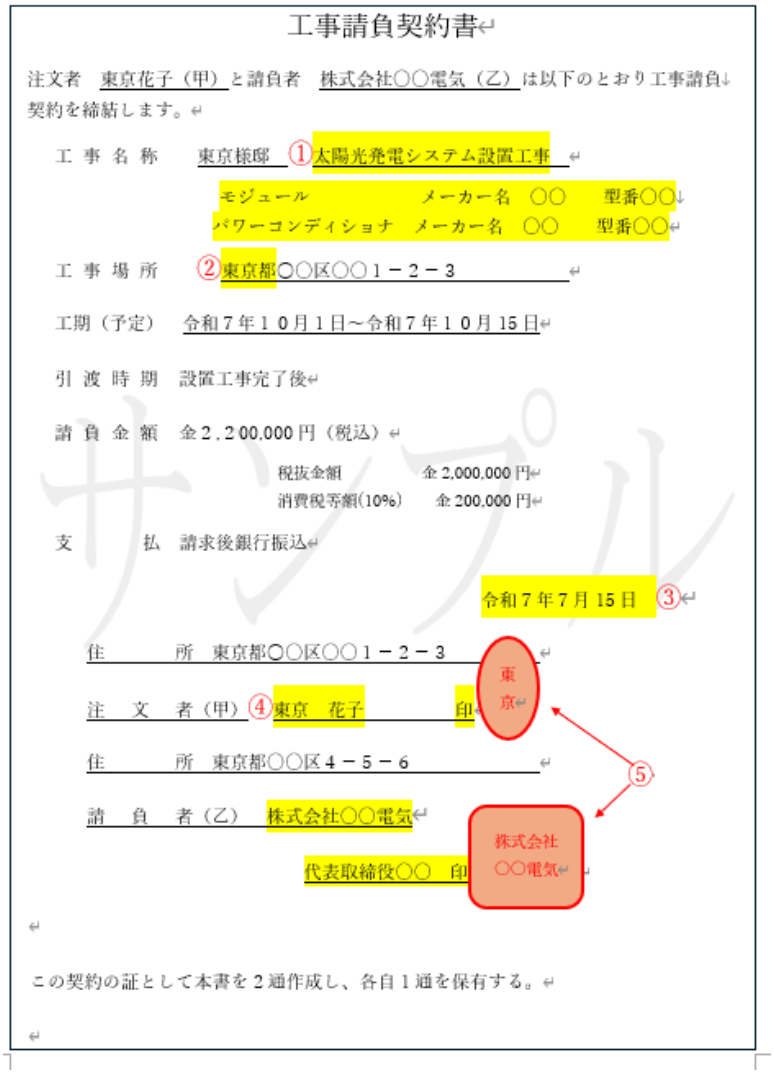

工事請負契約書

注文者　東京花子（甲）と請負者　株式会社〇〇電気（乙）は以下のとおり工事請負契約を締結します。

工事名称　東京様邸　①太陽光発電システム設置工事

モジュール　メーカー名　〇〇　型番〇〇

パワーコンディショナ　メーカー名　〇〇　型番〇〇

工事場所　②東京都〇〇区〇〇１－２－３

工期（予定）　令和７年１０月１日～令和７年１０月15日

引渡時期　設置工事完了後

請負金額　金２，２００，０００円（税込）

税抜金額　金2,000,000円

消費税等額(10%)　金200,000円

支払　請求後銀行振込

令和７年７月15日　③

住所　東京都〇〇区〇〇１－２－３

注文者（甲）④東京　花子　印　東京

住所　東京都〇〇区４－５－６

請負者（乙）　株式会社〇〇電気

代表取締役〇〇　印　株式会社〇〇電気

⑤

この契約の証として本書を２通作成し、各自１通を保有する。

サンプル

※下記の該当箇所にマーカーすること

①契約内容

太陽光発電システムの設置のための契約内容であること

『太陽光発電システム』設置等の記載または、モジュール・パワコンのメーカー名・型番等の記載があること

②工事場所（設置場所）

設置場所と一致していること

③契約日

事前申込受付日以降の日付であること（特例措置期間を除く）

※電子申請の自動返信メール（事前申込時に公社より送信）に記載の日付以降であること

④契約者名（注文者名）

助成対象者名の記載があること

⑤両者の押印

※押印がない場合は、締結証明書等を提出すること

※　発注書・発注請書で締結した場合はセットで提出すること

※　電子契約書の場合は、締結証明書も併せて提出すること

※　事前申込時の見積書から変更がある場合は、最終見積書を補足書類①②の箇所に添付すること

※　キャッシュバックキャンペーン等で還元がある場合は、その旨の記載があるものを提出すること（該当箇所にマーカー必須）

積算額・見積額・契約額の値引きや家電等の景品等は、キャッシュバックに該当しません。

★契約書の補足書類①②

契約書が下記に該当する場合は、補足説明書類を追加で提出してください。

補足説明書類①：＜太陽光発電システム設置工事の記載がない契約書について＞

※提出する契約書内に、『太陽光発電システム』の文言の記載、もしくはモジュール・パワコンのメーカー名・型番等どちらも記載がない場合

＜記載例＞太陽光発電システムの記載がない契約書について

公益財団法人　東京都環境公社　理事長

（東京都地球温暖化防止活動推進センター）殿

太陽光発電システムの記載がない契約書について

東京花子様の契約書に、下記のとおり、太陽光発電システム設置工事契約が含まれていることを証明いたします。

記

三桁区切りで記載すること

工事名称	東京様リフォーム工事
契約金額	8,000,000 円（税抜）
うち太陽光発電システムの契約金額	1,500,000 円（税抜）
契約日	2025 年 7 月 1 日

契約日以降交付申請兼実績報告日以前の日付

2025 年 10 月 1 日

株式会社〇〇〇〇

契約社名（設置工事会社名）および社印

株式会社 〇〇〇〇

補足説明書類②：＜複数契約書を提出する経緯について＞

※追加などで複数の契約書がある場合

最初の契約書に太陽光発電システムの設置工事が含まれていないもしくは太陽光発電システム設置工事の取りやめ・見直し等で太陽光設置工事費用が０円となり、新たに契約をした場合は、『複数契約書を提出する経緯について』が必要です。

その際、『複数契約書を提出する経緯について』の記載内容と一致するように、契約書を時系列にナンバリングし該当する契約日、太陽光の契約経緯がわかる箇所に必ずマーカーしてください。

上記の対応のない契約書や『複数契約書を提出する経緯について』から契約の経緯がわからない場合は、再提出をお願いする場合があります。※追加契約の場合も原契約書の提出が必要です。

なお、提出する契約書に『太陽光発電システム』の文言の記載やモジュール・パワコンのメーカー名・型番等の記載がない場合の補足説明①＜太陽光発電システム設置工事の記載がない契約書について＞は不要とします。

＜記載例＞複数契約書を提出する経緯について

公益財団法人　東京都環境公社　理事長

（東京都地球温暖化防止活動推進センター）殿

複数契約書を提出する経緯について

①東京花子様邸の太陽光発電システムを設置するにあたり、下記の経緯で契約を締結いた

なお、助成対象となる太陽光発電システム設置工事の契約日は②2025 年 5 月 10 日で

③

	契約日	契約に含まれる太陽光システムの金額	契約から減額された太陽光システムの	
契約書①	2025 年 3 月 5 日	5,000,000 円		
契約書②	2025 年 5 月 10 日		5,000,000 円	太陽光設置工事見直しのため
契約書③	2025 年 5 月 10 日	2,000,000 円		
契約書④				

ルに契約書番号を記載し

太陽光設置工事費が発生した最初の契約書の契約日
当初の契約に太陽光設置工事費が含まれており、取りやめなど変更があった場合は、太陽光設置工事費が０円となった後の変更契約日

同一の契約書で取りやめと再契約がされた場合は、２行に記載してください。

対象となる契約日以降の変更契約書は提出及び記載は不要です。

④2025 年10 月 30 日
株式会社〇〇〇〇

⑤株式会社〇〇〇〇

①助成対象者名の記載があること
②助成対象となる契約日を記載すること
　交付申請兼実績報告フォームの設置工事契約日と一致すること
③契約金額に太陽光発電システム設置工事以外の契約が含まれる場合は
　太陽光発電システム設置工事のみの金額（税抜）を記載すること
※契約に含まれる太陽光システムの金額は、助成対象経費（税抜）以上であること
④契約日以降交付申請兼実績報告日以前の日付であること
⑤契約社名（設置工事会社名）および社印があること

※注意※

※　事前申込受付日以降に契約を行った『太陽光発電システム』の契約書類であること
　　事前申込受付日以前の住宅建築費用等の他の契約書に『太陽光発電システム』の経費が
　　含まれている場合は、対象外となります。（特例措置期間は除く）

※　停止条件付契約の取り扱いがある場合は、該当する箇所にマーカーし強調すること

※　機器貸与者等の場合は、設置工事費（機器費含む）から助成金額分を控除しないこと

※　キャッシュバックキャンペーン等による金銭およびポイント等の還元がある契約を
　　行った場合は、契約書等に記載し、その該当箇所にマーカー等すること
　　なお、還元があった場合は、その金額を除いた金額を助成対象経費とします。

※　**審査により『助成対象外』と指摘があった契約書の記載内容の修正は不可**とします。
　　また、契約書の契約日、金額等が二重線のみで訂正があるものは助成対象外とします。
　（両者訂正印があるものは除く）
　　誤った契約書等を交付申請時に提出しないように、十分に確認してください。

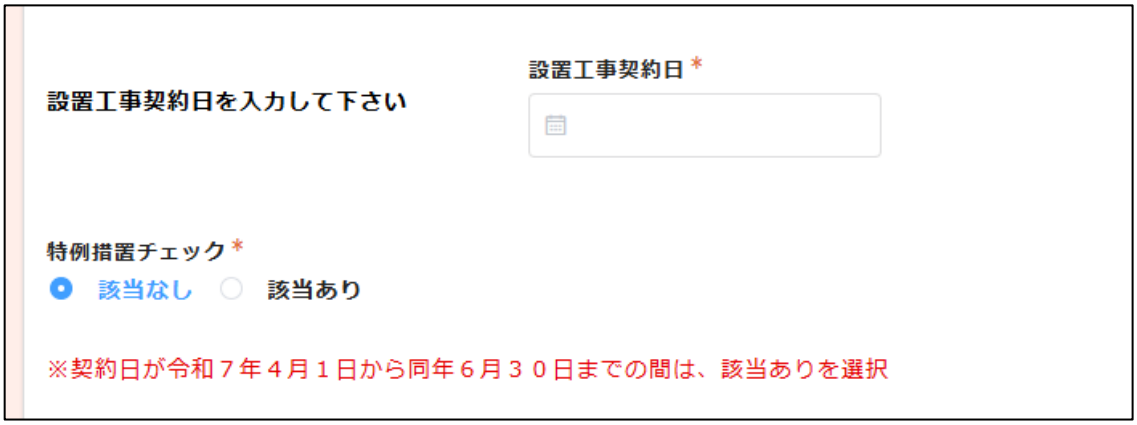

設置工事契約日

※　設置工事契約日が複数ある場合は、太陽光発電システムに係る最初の契約日を
　　入力してください。
　　防水工事等の契約が別途ある場合は、いずれか早い日付を入力してください。

特例措置チェック

※　令和７年４月１日～６月 30 日までに契約を行っている場合は、『該当あり』を
　　選択してください。

★接続契約のご案内

⑦ 必要書類：＜接続契約のご案内等＞

電灯契約後の電力会社からの『接続契約のご案内』を提出してください。

『接続契約のご案内』が提出できない場合は、下記のすべてが確認できるものを提出してください。

- 発電場所（設置場所住所と一致しているもの）
- 受電地点特定番号（03-0011 から始まる番号の記載であっても可）
  ただし入力は 03-0012 へ置き換え入力すること
- 発電出力（kW 数）（太陽光発電システムの発電出力と一致するもの）

※**既存の太陽光発電システムに増設した場合は対象外**となります。

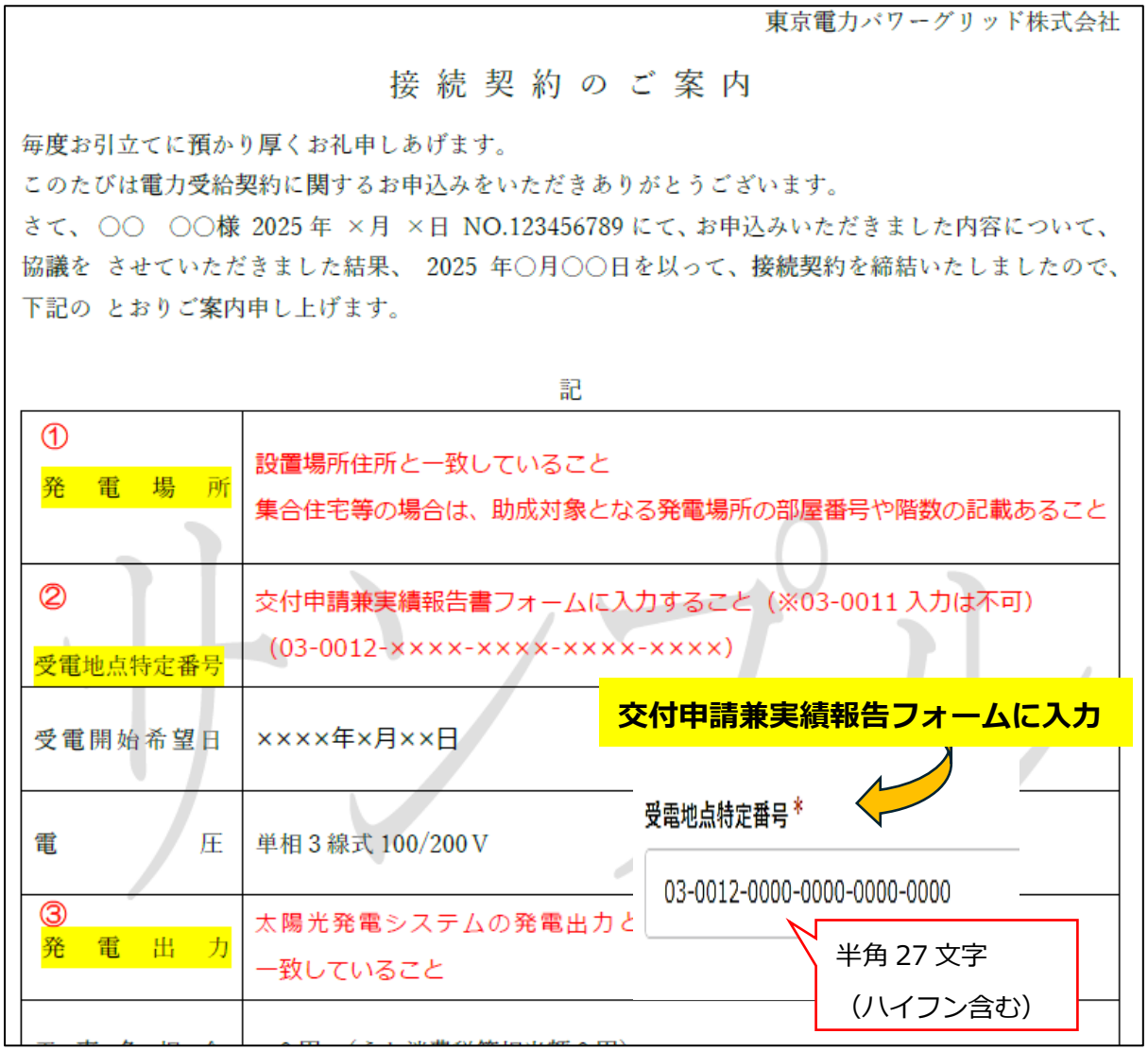

東京電力パワーグリッド株式会社

接 続 契 約 の ご 案 内

毎度お引立てに預かり厚くお礼申しあげます。
このたびは電力受給契約に関するお申込みをいただきありがとうございます。
さて、○○　○○様 2025 年 ×月 ×日 NO.123456789 にて、お申込みいただきました内容について、協議を させていただきました結果、 2025 年○月○○日を以って、接続契約を締結いたしましたので、下記の とおりご案内申し上げます。

記

① 発 電 場 所	設置場所住所と一致していること 集合住宅等の場合は、助成対象となる発電場所の部屋番号や階数の記載あること
② 受電地点特定番号	交付申請兼実績報告書フォームに入力すること（※03-0011 入力は不可） （03-0012-××××-××××-××××-××××）
受電開始希望日	××××年×月××日
電 圧	単相 3 線式 100/200 V
③ 発 電 出 力	太陽光発電システムの発電出力と 一致していること

交付申請兼実績報告フォームに入力

受電地点特定番号 *

03-0012-0000-0000-0000-0000

半角 27 文字
（ハイフン含む）

★電力を使用する住宅の登記事項証明書（建物）

⑧ 必要書類：＜太陽光発電システムの電力を使用する住宅の登記事項証明書＞

※ 建物検査済証は不可

※ 交付申請兼実績報告日時点で発行日から６か月以内のもの

全部事項証明書（建物）であること

東京都新宿区西新宿 1-123-45　　全部事項証明書　（建物）

表題部（主である建物の表記）		調整（余白）	不動産番号	123456789000
所在図番号	余白			
① 所在	交付申請兼実績報告フォームに入力		余白	
家屋番号	123 番地 45		余白	
② ①種類	②構　造	③ 床面積 ㎡	③	原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅 店舗	軽量鉄骨造陸屋根 3 階建	1 階 60 00 2 階 55 00 2 階 55 00		令和5年4月1日新築→入力 〔令和5年5月15日〕
④ 所有者	東京都新宿区西新宿 1-123-45　〇〇　〇〇 ←助成対象者との続柄を選択			

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	④	所有者 〇〇　〇〇 ←助成対象者との続柄を選択 （所有者欄がない場合）

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定		

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である

⑤ 令和７年７月１日←交付申請日時点で発行から６ヶ月以内のもの

〇〇法務局　　登記官　　環境　太郎　印

サンプル

全部事項証明書（建物）であること

東京都新宿区西新宿 1-123-45　　全部事項証明書　（建物）

表題部(主である建物の表記)		調整(余白)		不動産番号	123456789000
所在図番号	余白				
①所在	交付申請兼実績報告フォームに入力してください。			余白	
家屋番号	123 番地 45			余白	
②①種類	②構　造	③　床面積　㎡		③	原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅 店舗	軽量鉄骨造陸屋根 3 階建	1 階　60 2 階　55 2 階　55	00 00 00		令和5年4月1日新築→入力 〔令和5年5月15日〕
④所有者	東京都新宿区西新宿 1-123-45	○○　○○	←助成対象者との続柄を選択		

①所在の記載どおり入力『東京都』の入力は不要

建物の登記事項証[illegible]_所在 *

①　○○区○○町１－１－１

住宅の戸建チェック *

②　集合住宅

②居宅と共同住宅が併記の場合は『集合住宅』を選択

該当するものを選択してください。※居宅と共同住宅が併記されている場合は集合住宅を選択してください。

本助成金は、太陽光発電システムが都内の住宅またはその敷地内に設置され、太陽光発電電力を住宅部分で使用していることが要件となります。（集合住宅の共用部での使用可）

そのため、提出いただく登記事項証明書に『住宅であること』の記載が必要です。

※『住宅』とは、登記事項証明書（建物）の①種類が、居宅・共同住宅・寄宿舎・庫裏・教職舎であること

★使用場所が住宅であることの証明書

補足説明書類③：＜太陽光発電システムの電力の使用場所が住宅であることの証明書＞

下記に該当する場合

- 登記事項証明書（建物）『①種類』に住宅以外（車庫を除く）の記載が含まれている場合
- 電力を使用する住宅の全景写真に住宅以外（車庫を除く）が確認できる場合

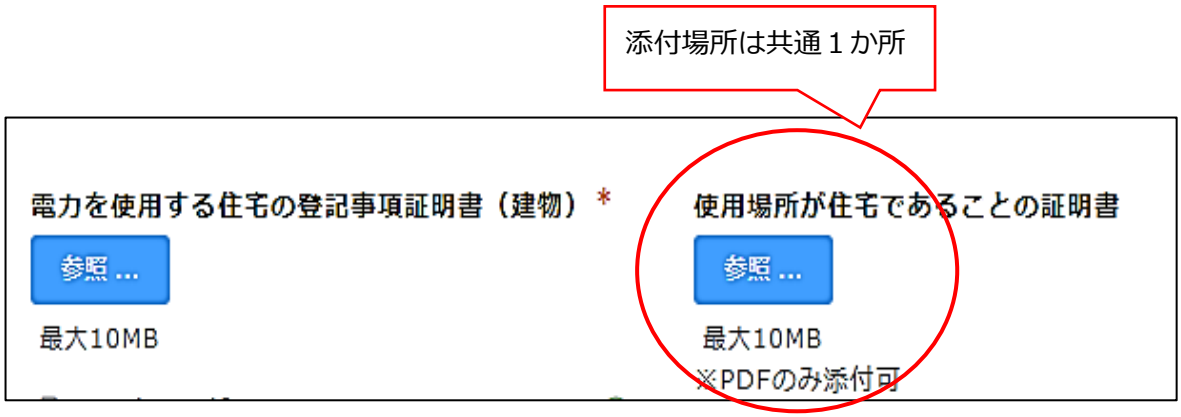

＜記載例＞太陽光発電システムの電力の使用場所が住宅であることの証明書

公益財団法人東京都環境公社　理事長
（東京都地球温暖化防止活動推進センター）殿

太陽光発電システムの電力の使用場所が住宅であることの証明書

交付申請時に提出いたしました（登記事項証明書（建物）・~~太陽光発電使用場所写真~~）に住宅以外が含まれていますが、太陽光発電システムで発[illegible]た電力は、確かに住宅部分で使用しています。

なお、助成対象者本人に確認しており、[illegible]

記

どちらかに○または取り消し線をすること
（両方に該当する場合は不要）

助成対象者名	東京　太郎
設置場所住所	東京都新宿区○○　○○マンション

事前申込受付日以降交付申請兼実績報告日以前の日付を記載すること

2025年7月1日

証明者名
株式会社○○○○

助成対象者名および印、
または手続代行社名および
社印があること

株式会社
○○○○

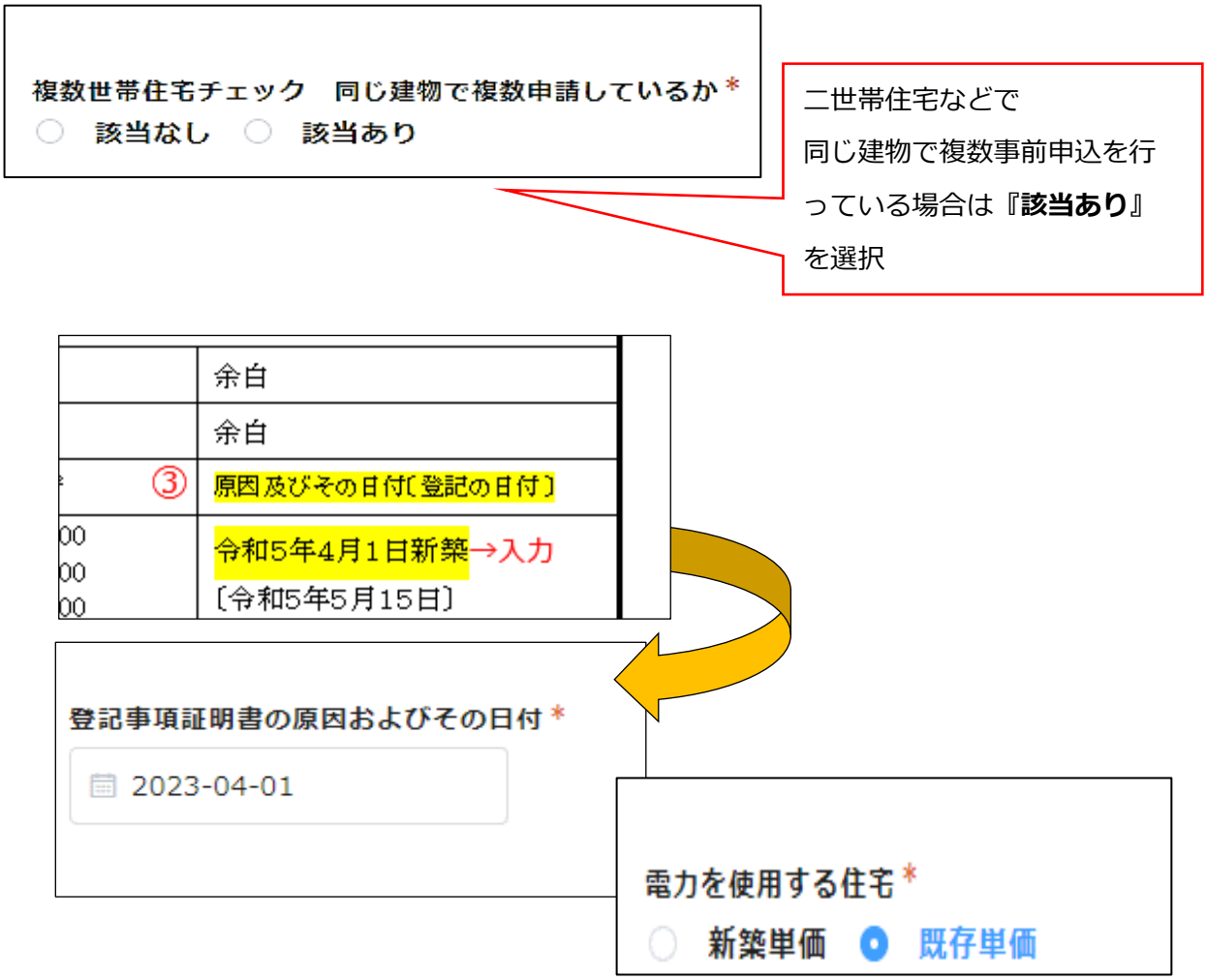

本助成金で使用する単価名称について

新築単価の『新築』とは、法律上の『新築住宅』と異なります。

新築単価	太陽光発電システムを住宅建築と同時に設置する場合
既存単価	既存住宅に新たに太陽光発電システムを設置する場合

- 同時設置ではなくても、登記事項証明書の登記日付が事前申込受付日より後の場合は、『新築単価』とします。
- 特例措置期間については登記事項証明書の登記日付が令和７年４月１日以降の場合は、『新築単価』とします。

※設置場所が敷地内の他の建物または土地の場合に使用する単価は、太陽光発電電力を使用する住宅が該当するものとなります。

★建物の所有者の設置承諾確認書

④助成対象者と建物所有者との続柄

登記事項証明書（建物）の所有者について該当するものを選択してください。

※その他を選択した場合のみ『建物所有者の太陽光発電システム設置承諾確認書』を提出してください。

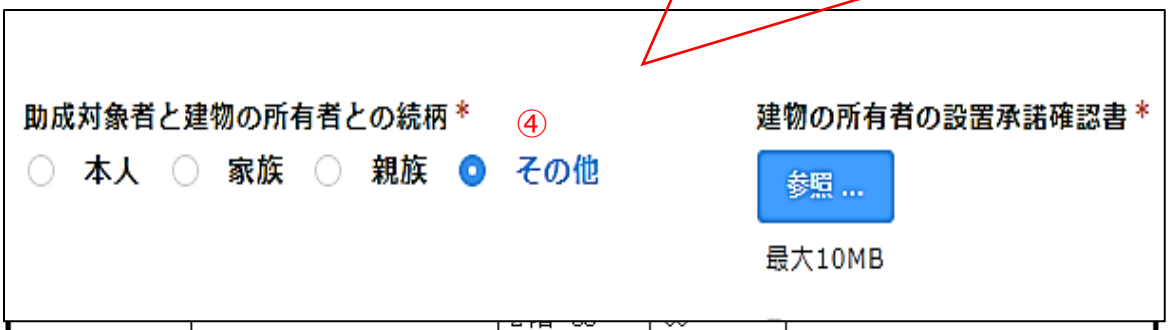

④	所有者	東京都新宿区西新宿 1-123-45	○○　○○ ←助成対象者との続柄を選択

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	④	所有者 ○○　○○ ←助成対象者との続柄を選択 （所有者欄がない場合）

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

助成対象者と登記事項証明書（建物）の所有者は一致している必要はありませんが、④登記事項証明書の所有者と助成対象者との続柄が『その他』に該当する場合は、その関係性と太陽光発電システムの設置についての承諾を得ている旨を確認します。

補足説明書類：＜建物所有者の太陽光発電システムの設置承諾確認書＞

＜記載例＞建物所有者の太陽光発電システムの設置承諾確認書

公益財団法人東京都環境公社　理事長
（東京都地球温暖化防止活動推進センター）殿

建物所有者の太陽光発電システムの設置承諾確認書

交付申請時に提出いたしました登記事項証明書（建物）の建物所有者は、下記のとおりです。なお、あらかじめ承諾を得て太陽光発電システムの設置いたしました。

~~なお、助成対象者本人に確認しており、虚偽でないことを証明いたします~~。

記

1	建 物 所 有 者 名	都内　太陽
2	助成対象者との関係	賃貸オーナー
3	助成対象者名	東京　太郎
4	設 置 場 所 住 所	東京都〇〇区〇〇

助成対象者本人が記載する場合は取消線を引くこと

2025 年 7 月 1 日

事前申込受付日以降
交付申請兼実績報告日以前の日付

証明者名

東京　太郎　東京

助成対象者名および印、
または手続代行社名
および社印があること

★住宅の全景写真

⑨ 必要書類：＜太陽光発電システムの電力を使用する住宅の全景写真＞

太陽光発電システムの電力を使用する住宅の全景写真を提出してください。

（ZIP 形式での提出不可）

- 登記事項証明書（建物）の記載内容と一致した住宅であること
  集合住宅であるが、登記事項証明書（建物）の記載が『居宅』の場合は
  集合住宅であることがわかる複数の玄関やパーティションのあるベランダ等を撮影すること
- カラーであること（日中に撮影したもの）
- 住宅の一階部分から建物全体**（正面玄関側）**が写っているもの
  ※立地や建築構造上 1 枚に収まりきらない場合は、複数枚撮影すること
- 複数の住宅が写っている場合は、囲むなどして該当の住宅がわかるようにすること
- 太陽光発電システムの電力を使用する住宅に設置した場合は、設置後の写真であること
  （設置した太陽光発電システムの全体が写っていなくても可）
- Google マップ等の web 上の地図の提出は不可
  ※全景写真から店舗兼住宅や診療所兼住宅等と確認できる場合は、＜太陽光発電システムの電力の使用場所が住宅であることの証明書＞を追加で提出すること
- 工事用ネット等で建物が覆われている写真は不可

4. 設置概要

太陽光発電システムの設置場所について選択してください。
住宅の戸建チェック・住宅の単価のチェック・設置場所の選択・陸屋根上乗せの選択により必要書類が異なります。
誤って選択した場合は、必要書類の添付先が正しく表示されません。
なお、誤って選択し必要書類を添付した場合は、添付書類を削除してから選択変更をしてください。

設置場所の選択

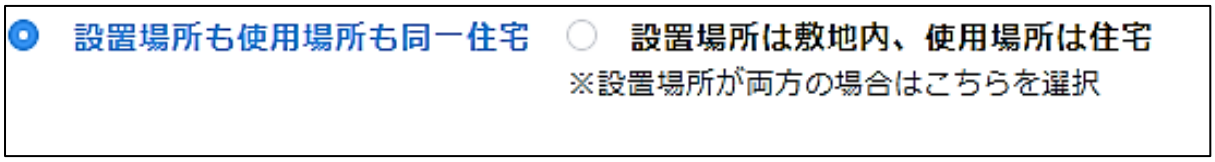

設置場所も使用場所も同一住宅	太陽光発電システムで発電した電力を使用する住宅に太陽光発電システムを設置
設置場所は敷地内、使用場所は住宅	敷地内の他の建物または土地に太陽光発電システムを設置し、太陽光発電システムで発電した電力を住宅で使用 ※太陽光発電システムを使用する住宅と敷地内の両方に設置した場合も含む

※陸屋根上乗せの項目について

新築単価・戸建ての場合は表示されません

設置場所選択 *

◉ 設置場所も使用場所も同一住宅　○ 設置場所は敷地内、使用場所は住宅

※設置場所が両方の場合はこちらを選択

陸屋根上乗せ *

○ 陸屋根上乗せ工事なし　◉ 陸屋根上乗せ工事あり

※陸屋根設置の交付額の上乗せの条件を必ず確認して下さい。

陸屋根上乗せ工事ありを選択する場合は、太陽光発電導入促進事業助成金の手引き（令和７年度）P.17 で『陸屋根上乗せ工事あり』の条件を確認してください。

設置場所は敷地内、使用場所は住宅で陸屋根上乗せ工事ありに該当する場合は、電力を使用する住宅の登記事項証明書（建物）の他に**『陸屋根』の記載がある設置場所の登記事項証明書（建物）**も提出してください。

『陸屋根』登記がされていない場合は『陸屋根上乗せ工事なし』を選択してください。

東京都新宿区西新宿 1-123-45　　全部事項証明書　（建

表題部（主である建物の表記）		調整（余白）	不動産番号	123456789000
所在図番号	余白			
① 所在	交付申請兼実績報告フォームに入力して下さい。		余白	
家屋番号	123 番地 45		余白	
② ①種類	②構 造	③ 床面積 ㎡	③	原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅 店舗	軽量鉄骨造陸屋根 3 階建	1 階 60 00 2 階 55 00		令和5年4月1日新築→入力
④ 所有者	東京都新宿区西新宿 1-123-45			

陸屋根上乗せ工事ありに該当する場合は②構造に『**陸屋根**』の記載があることが必須

※陸屋根上乗せ工事の選択

架台設置工事・防水工事の選択は、上乗せ条件の対象でない場合は表示されません。

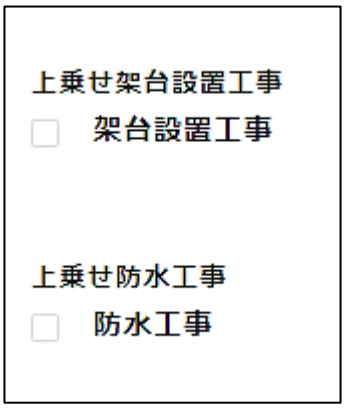

＜陸屋根上乗せ対象＞

陸屋根上乗せ	太陽光発電電力を使用する住宅		
	単価	戸建	集合住宅
架台設置工事	新 築 単 価	対象外	○
	既 存 単 価	○	○
防 水 工 事	既存単価のみ	○	○

★モジュールの設置完了後写真

⑩ **必要書類：＜モジュールの設置完了後の写真＞**

- モジュールすべての設置面を撮影すること
- カラーであること（鮮明であること）
- レイアウトが割付図と一致していることが確認できること
  複数枚撮影する場合は、割付図のどの部分に該当するか補記すること

★割付図

⑪ **必要書類：＜太陽電池モジュールの割付図＞**

- 助成対象者名・メーカー名・型番・枚数の記載があるもの（追記可）
  ※モジュールの枚数は、交付申請兼実績報告フォーム⑤設備の入力および
  保証書と一致していること
- レイアウト変更のみを行い、変更後の割付図を作成していない場合は枚数と型番の
  変更がない旨を、理由書に記載し提出すること
- 優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定製品に該当し、製品型番に工法や
  方式等がある場合は、その記載があること
- パワコンを複数台設置した場合は、それぞれに接続したモジュールの型番と枚数が
  わかる記載があること

  記載例）　※パッケージ型番での記載は不可

  パワコン１型番　　モジュール型番〇枚
  　　モジュール型番〇枚
  　　モジュール型番〇枚
  パワコン２型番　　モジュール型番〇枚

- 二世帯住宅等で同じ建物で複数申請をしている場合は、全体の割付図にそれぞれの
  割付箇所がわかるようにマーカーおよびそれぞれの事前申込受付番号を追記すること
  ※割付図を別々に作成した場合は、両方の割付図を（事前申込受付番号を追記）提出
  すること

★設置場所の登記事項証明書

⑫ **必要書類：＜設置場所の登記事項証明書（建物）＞**

敷地内の『陸屋根』の建物に太陽光発電システムを設置した場合のみ

※建物検査済証の提出は不可とします

- 交付申請兼実績報告日時点で発行日から６か月以内のものであること
- 最新の建物情報が記載されていること
- 構造『陸屋根』の記載があること

★設置場所の全景写真

⑬ **必要書類：＜設置場所の全景写真＞**

※太陽光発電システムの電力を使用する住宅以外に設置した場合は、設置場所の全景写真を追加で提出してください。

- カラーであること（日中に撮影したもの）
- 設置後の写真であること
  （設置した太陽光発電システムの全体が写っていなくても可）
- Google マップ等の web 上の地図の提出は不可

★設置場所と電力使用住宅との位置関係がわかる写真

⑭ **必要書類：＜設置場所と電力使用住宅との位置関係がわかる写真＞**

※太陽光発電システムの電力を使用する住宅以外に設置した場合は、設置場所が敷地内であることが確認できる写真を提出してください。

- カラーであること（日中に撮影したもの）
- 太陽光発電システムの電力を使用する住宅と設置場所の両方が写っていること
  （一枚に収まらない場合は複数枚数提出し、敷地内であることが確認できること）

★架台設置・防水工事の写真

⑮ **必要書類：＜架台設置・防水工事写真＞**

『陸屋根上乗せ工事あり』のみ

モジュール設置後写真も含み、設置箇所が陸屋根水平部分であることが確認できる写真を提出してください。

陸屋根の水平部分に一部でも設置していれば『陸屋根上乗せ工事あり』に該当します。

- カラーであること（日中に撮影したもの）
- 架台設置工事前後の写真またはモジュールの下に架台が設置されていることが確認できる写真であること
- 防水工事の施工前後の写真または防水工事が施工されたことが確認できる写真であること

※敷地内の建物の屋根と太陽光発電システムの電力を使用する住宅の両方に設置した等、複数の屋根に設置した場合は、それぞれがわかるように追記してください。

★領収書

⑯ **必要書類：＜領収書＞**

助成対象経費の支払いが完了したことがわかる領収書を提出してください。

領収日＝設置日となります。複数回支払いを行った場合は最終領収日が設置日です。

なお、公社書式①領収書を使用しない場合は公社書式②領収書内訳が必須となります。

公社書式①の領収書を使用しない場合は、下記の記載があることを確認してください。

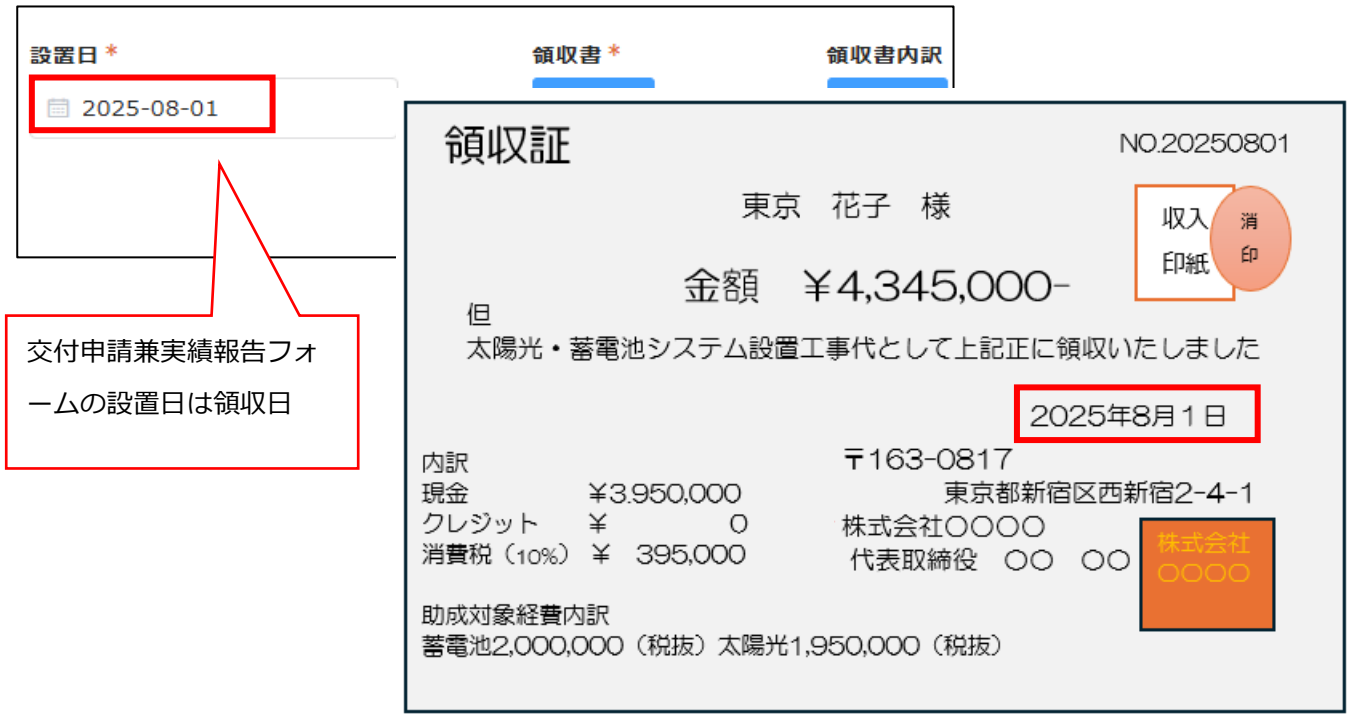

- 助成対象者名であること（公社書式①②は連名不可）
- 領収額は助成対象経費の税込金額以上であること
- 複数領収書がある場合はすべて提出すること
- 領収日＝設置日が事前申込受付日以降であること
  （特例措置該当ありの場合は、2025/4/1 以降であること）
- 領収日＝設置日が交付申請兼実績報告日以前であること
- 現金・クレジット等の支払方法の記載があること
- 設置工事者または販売会社が発行者であること
  （契約書に記載された契約社名と一致していること）
- 領収書発行者の社印があること（電子印可）
- 電子領収書の場合はその旨の記載があること

公社書式①　領収書の記載例

公社書式①領収書は、クレジットおよびローン等支払いで領収書が発行されない場合以外でも使用可能です。なお、必ず、太陽光発電システム設置工事費用を機器費一式と工事費一式に分けて記載してください。

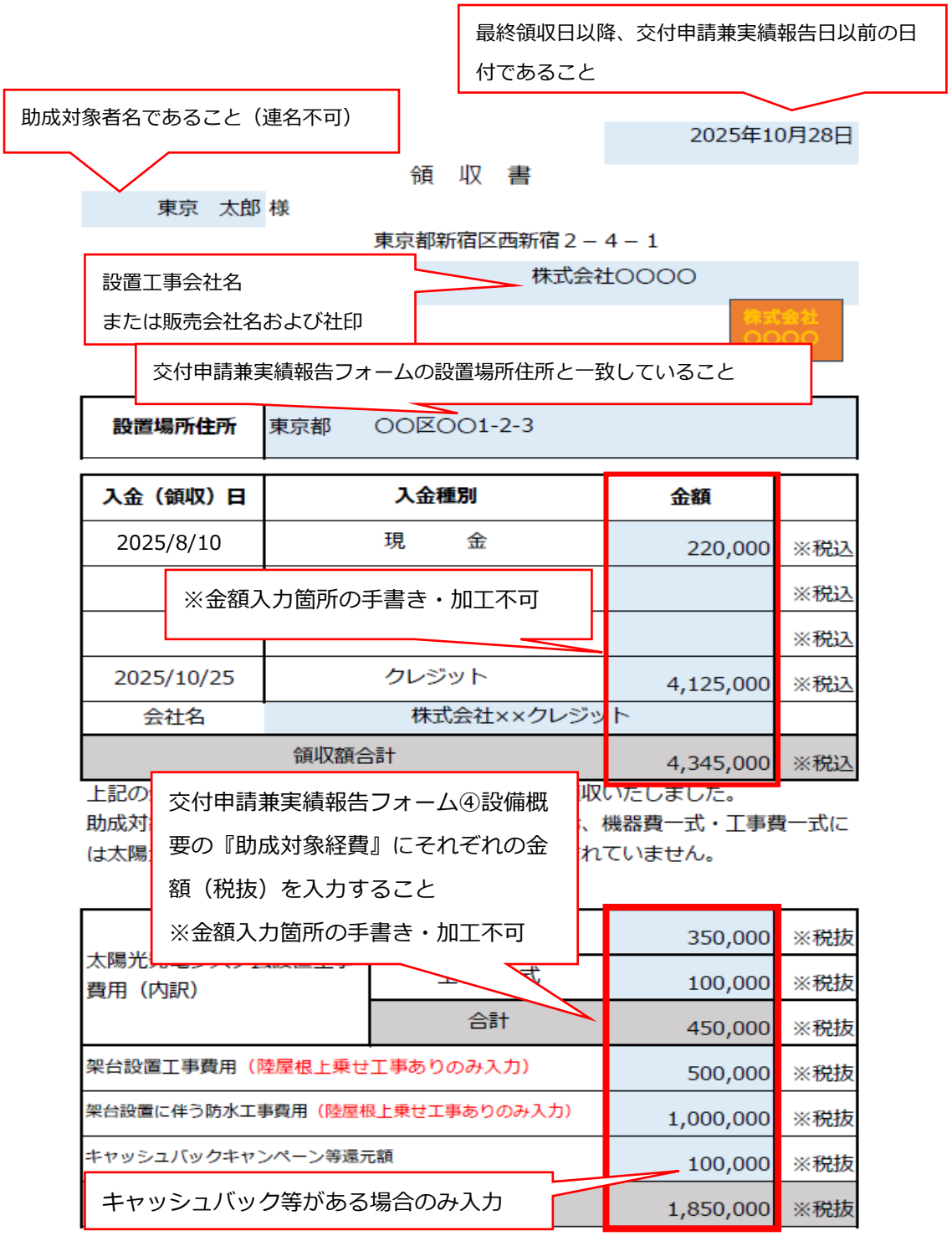

設置場所住所	東京都　〇〇区〇〇1-2-3

入金（領収）日	入金種別	金額	
2025/8/10	現　金	220,000	※税込
			※税込
			※税込
2025/10/25	クレジット	4,125,000	※税込
会社名	株式会社××クレジット		
領収額合計		4,345,000	※税込

上記の　収いたしました。
助成対　、機器費一式・工事費一式に
は太陽　れていません。

太陽光　費用（内訳）		350,000	※税抜
	工　式	100,000	※税抜
	合計	450,000	※税抜
架台設置工事費用（陸屋根上乗せ工事ありのみ入力）		500,000	※税抜
架台設置に伴う防水工事費用（陸屋根上乗せ工事ありのみ入力）		1,000,000	※税抜
キャッシュバックキャンペーン等還元額		100,000	※税抜
		1,850,000	※税抜

★領収書内訳

⑰ **必要書類：＜領収書内訳＞（公社書式②）**

◎公社書式①領収書を使用しない場合は領収書内訳を追加で提出してください。

公益財団法人　東京都環境公社　理事長

（東京都地球温暖化防止活動推進センター）殿

助成対象者名であること（連名不可）

収書内訳

東京　花子　様邸の太陽光発電システム設置工事における
は、2025/8/1付け・2025/10/16付け領収書（NO,20240801・
NO,20241016）のとおりですが、そのうち、助成対象経費となる
領収内訳及び設置場所住所は、下記のとおりであることを証明いた
します。なお、機器費一式・工事費一式には、太陽光発電システム
の助成対象外となる経費は含まれていません。

複数領収書がある場合は、すべての領収書日付・番号を記載すること
領収書番号が領収書に記載されていない場合は不要

記

交付申請兼実績報告フォームの設置場所住所と一致していること

設置場所住所	東京都　〇〇区〇〇１－１		
太陽光発電システム設置工事費用（内訳）	機器費一式	700,000	※税
	工事費一式	200,000	※税
	合計	900,000	※税
設置工事費用（陸屋根上乗せ工事ありのみ入力）		500,000	※税
設置に伴う防水工事費用（陸屋根上乗せ工事ありのみ入力）		1,000,000	※税抜
キャッシュバックキャンペーン等還元金額		0	※税抜
助成対象経費合計		2,400,000	※

交付申請兼実績報告フォーム④設備概要の『助成対象経費』にそれぞれの金額を入力すること
※金額入力箇所の手書き・加工不可

キャッシュバック等がある場合のみ入力

最終領収日付以降、交付申請兼実績報告日以前の日付であること

2025年10月16日

株式会社〇〇〇〇

領収書発行者と同一名・社印であること

株式会社〇〇

太陽光発電システムの助成対象経費となる金額のそれぞれの内訳を記載してください。助成金の手引き（令和７年度）P.18 の助成対象経費一覧を確認し、助成対象外となる経費が含まれないよう注意してください。

なお、太陽光発電システムの設置工事費用は、機器費一式と工事費一式とし、その内訳明細の提出は不要です。※複数領収書がある場合は、それぞれの合計額を記載してください。

＜交付申請兼実績報告フォーム④設置概要＞

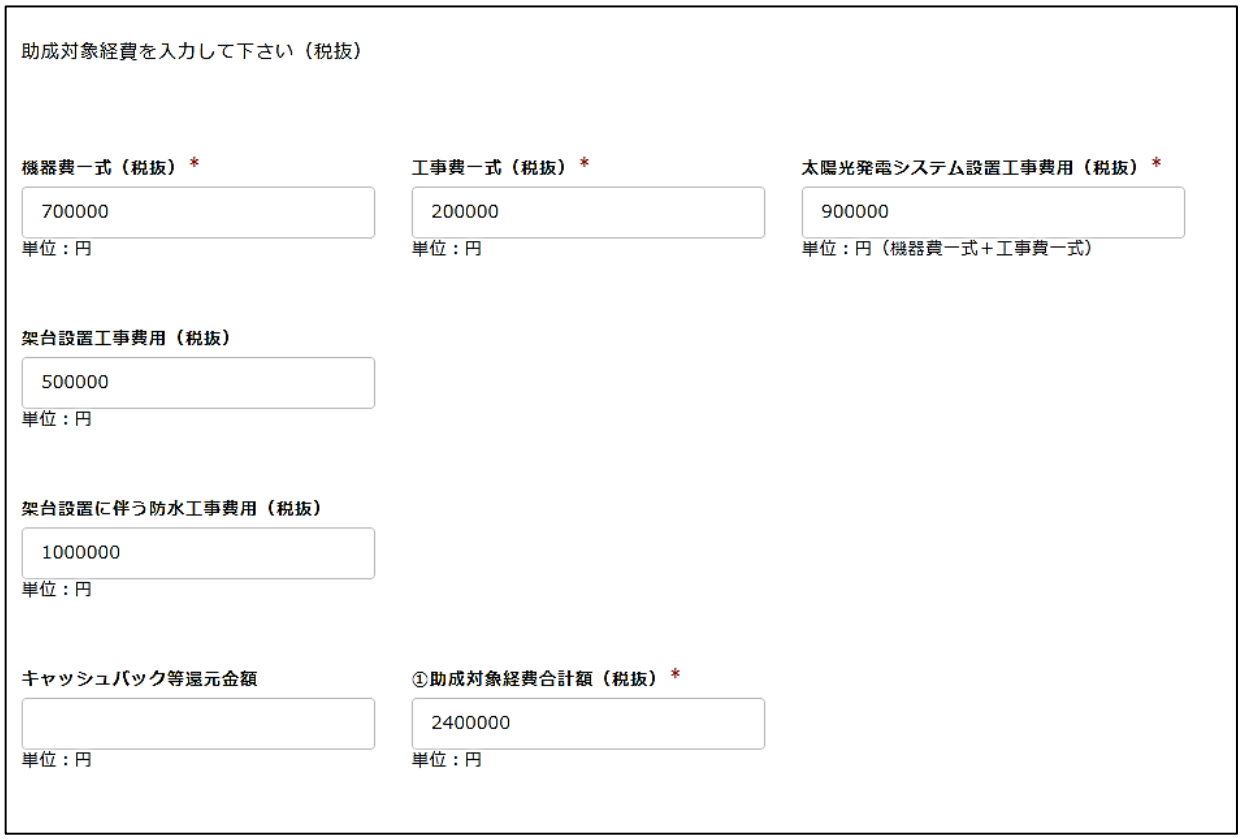
助成対象経費を入力して下さい（税抜）

機器費一式（税抜）*
700000
単位：円

工事費一式（税抜）*
200000
単位：円

太陽光発電システム設置工事費用（税抜）*
900000
単位：円（機器費一式＋工事費一式）

架台設置工事費用（税抜）
500000
単位：円

架台設置に伴う防水工事費用（税抜）
1000000
単位：円

キャッシュバック等還元金額
単位：円

①助成対象経費合計額（税抜）*
2400000
単位：円

※半角数字のみの入力です。（カンマの入力ができません）桁の誤りにご注意ください。

★国または区市町村の補助金の確定通知書

⑱　**必要書類：＜国および区市町村の補助金の交付額確定通知書＞**

国または区市町村の補助金等を受給した場合のみ①②を提出してください。

＜①交付額が確定されたことがわかる通知書等の写し＞

（例：交付額確定通知書・支給決定通知書・補助金交付請求書兼口座振替依頼書等）

上記の例が発行されない場合は、交付決定通知書等の写しにその旨を追記して提出してください。

＜②太陽光発電システムのみの受給金額の記載があるもの＞

※入力した②受給金額と一致する金額の記載がある書類を提出してください。

例：受給金額の内訳の記載がある申請書または交付決定通知書等

上記に内訳の記載がない場合は、算出根拠が記載されている交付先の HP の写しに計算式を追記したもの

計算式例　〇〇円×〇＝〇〇円（1,000 円未満切捨）

①に太陽光発電システムのみの受給金額が確認できる内訳等の記載があれば不要です。

※蓄電池と併設したことで補助金等の加算があった場合は、加算金額を等分して併設前の受給額に加算してください。

例）国または区市町村の太陽光発電システム補助金　〇〇円×〇＝400,000 円

太陽光発電システムと蓄電池併設による加算額　50,000 円

（加算額はどちらかへ寄せないこと）　50,000÷2＝25,000 円

受給金額（税抜き）425,000 円

※助成対象経費より受給金額を除くため、国および区市町村の補助金等の受給後（①を受領後）に交付申請を行ってください。

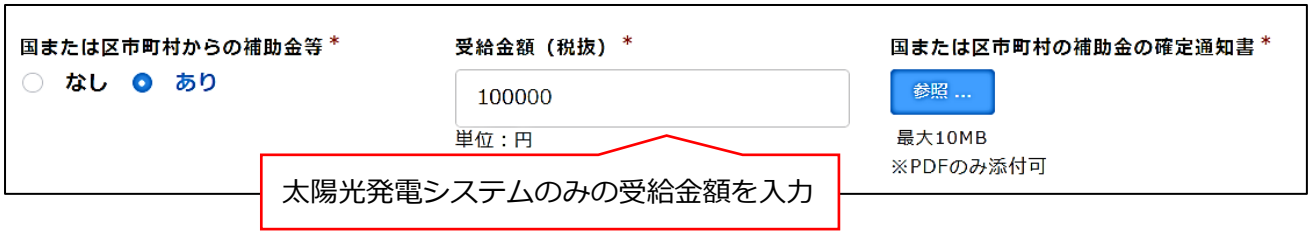

5. 設備

★モジュール、パワコンおよび周辺機器の保証書

⑲ **必要書類：＜モジュール・パワコンおよび周辺機器の保証書＞**

※注意※

令和６年度事業から引き続き令和７年度事業においても、出力対比表・検査成績書・新品かつ未使用品の証明書での証明は不可となります。

また令和７年度より出荷証明書のみでの証明も不可となります。

必ず保証書を提出してください。

【保証書】

＜必須項目＞

① 助成対象者名

② メーカー名、型番（パッケージ型番の記載不可）

③ 保証開始日もしくは引渡日

④ 設置場所住所

⑤ 枚数、台数

※①～④の不足や誤記がある場合は、メーカーに保証書の再発行を依頼すること（③④の項目が保証書に存在しない場合は、理由書を提出すること）

※⑤の不足や誤記の場合のみ、出荷証明書を追加で提出すること（理由書不可）

交付申請兼実績報告フォーム⑤設備の入力方法

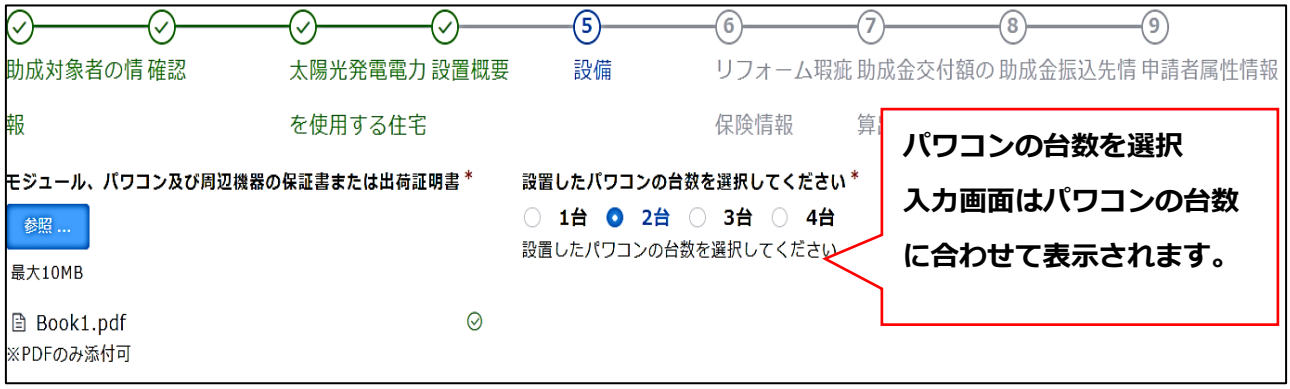

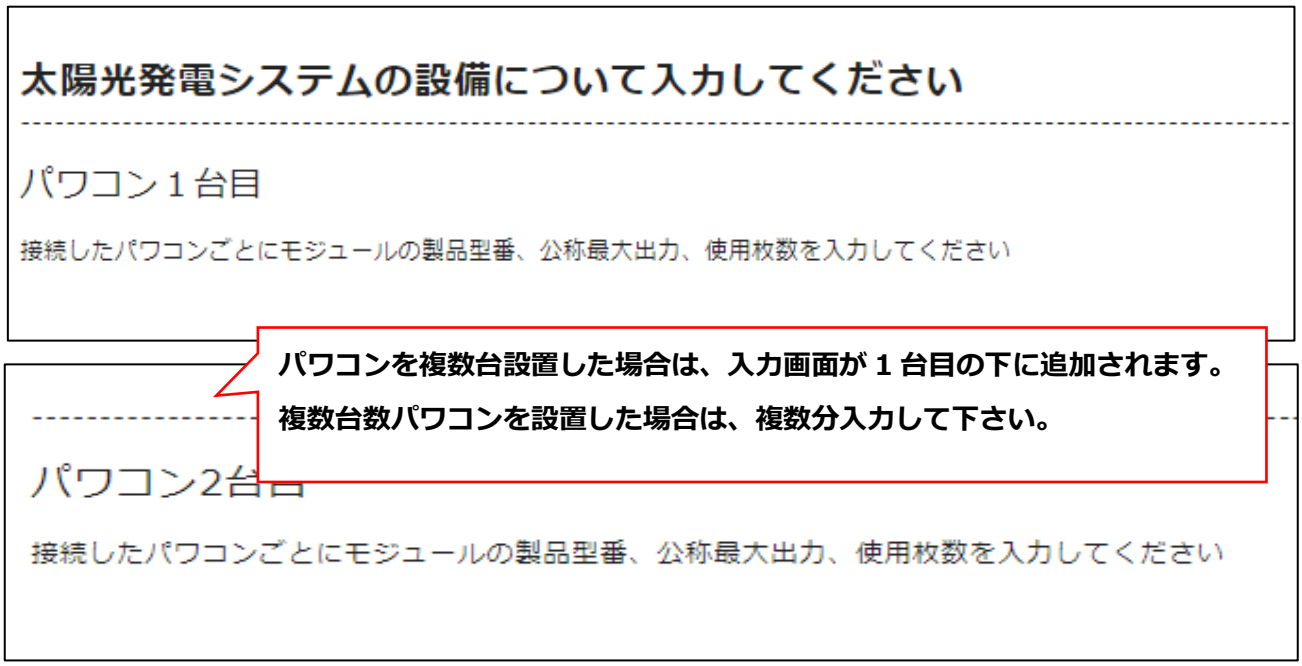

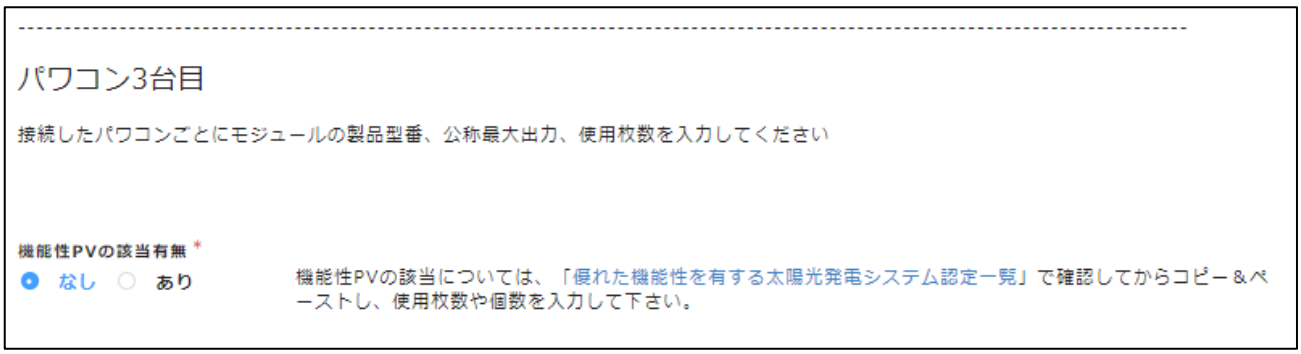

※注意※

『機能性 PV のモジュール・周辺機器』・『機能性 PV 以外のモジュール』のどちらの箇所にも入力されていない場合は、審査を開始いたしません。入力確認後の審査開始となります。入力をご確認ください。

交付申請兼実績報告フォームの太陽光発電システムの設備の入力場所は、３か所に分かれています。該当箇所に必ず入力してください。

交付申請兼実績報告フォームに、下記の①②をそれぞれを使用して、必要箇所を**必ずコピー&ペースト**し、使用枚数を入力してください。

※コピー＆ペーストが必要な箇所は P.46、P.47 をご確認ください。

型番は、下記の①②の表記と不一致の場合は不備となります。

機能性 PV（上乗せ）に該当のモジュール・周辺機器

①優れた機能性を有する太陽光発電システム認定一覧

機能性 PV（上乗せ）以外のモジュール

②JP-AC 太陽光パネル型式登録リスト

機能性 PV のモジュール・周辺機器の入力方法

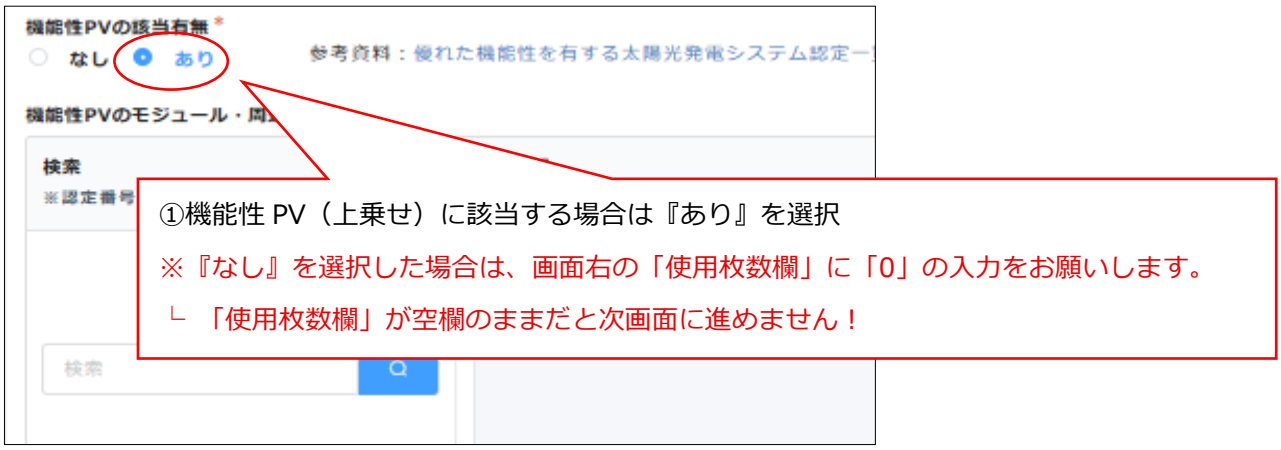

①機能性 PV（上乗せ）に該当する場合は『あり』を選択

※『なし』を選択した場合は、画面右の「使用枚数欄」に「0」の入力をお願いします。

└ 「使用枚数欄」が空欄のままだと次画面に進めません！

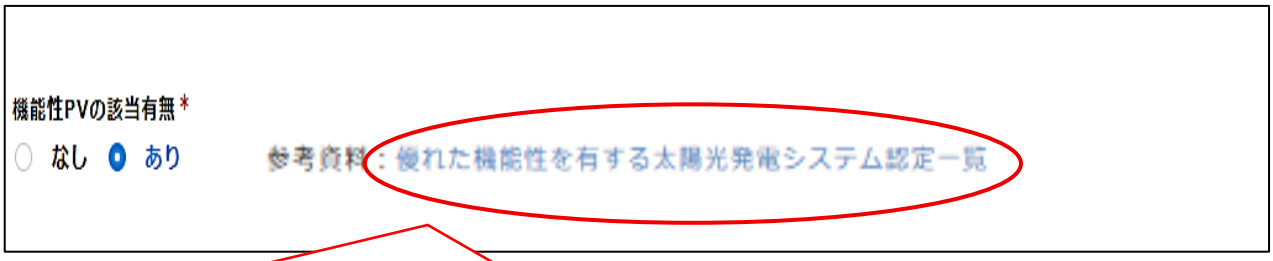

②『優れた機能性を有する太陽光発電システム認定一覧』をクリック

機能性 PV（上乗せ）に認定された 195 件の中に該当製品があるか確認

※型番が同じであっても乗じる額が異なる場合があります。

（型番重複シートで確認してください。）

※周辺機器の場合は、指定のパワコンでない場合は上乗せ対象外

『令和７年度対象　優れた機能性を有する太陽光発電システム認定一覧』

	認定番号	製造事業者	製品型番	公称最大出力	定格出力/適応範囲	形状
1	KPV61001	長州産業株式会社	CS-120B91L	120W	—	多角形
2	KPV61002	長州産業株式会社	CS-120B91R	120W	—	多角形
3	KPV61003	長州産業株式会社	CS-109B81L	109W	—	多角形
4	KPV61004	長州産業株式会社	CS-109B81R	109W	—	多角形
5	KPV61005	長州産業株式会社	CS-118B91LAG	118W	—	多角形
6	KPV61006	長州産業株式会社	CS-118B91RAG	118W	—	多角形
7	KPV61007	シャープ株式会社	NQ-120LP	120W	—	多角形

認定番号、メーカー名、製品型番のいずれかを『令和７年度対象　優れた機能性を有する太陽光発電システム認定一覧』から**コピー、および検索窓にペーストにて検索を行う**ことで、製品情報欄にモジュールの情報が反映されます。

使用枚数を必ず入力してください。（「なし」を選択している場合は数字の「0」を入力します）

※注意※

必ず工法等・区分が一致しているか確認してください。

工法等の記載がある場合は割付図等の記載と一致していない場合は上乗せ対象外です。

機能性 PV 以外のモジュールの入力方法

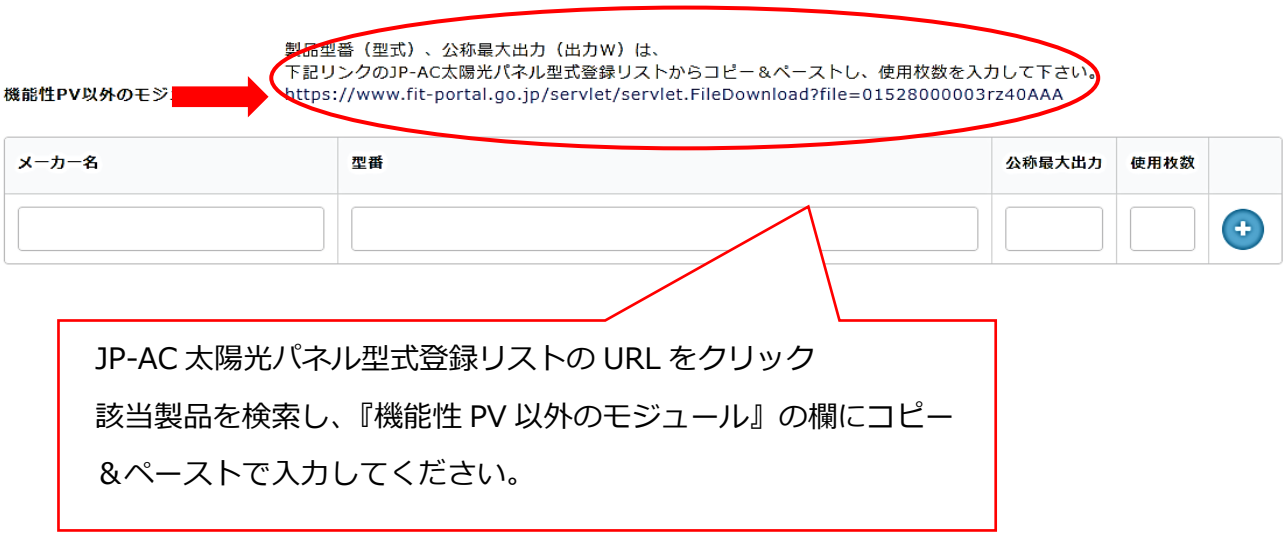

JP-AC 太陽光パネル型式登録リストの URL をクリック
該当製品を検索し、『機能性 PV 以外のモジュール』の欄にコピー＆ペーストで入力してください。

メーカー	型　式	登録種別	出力（W）
ウエストホールディングス	ＷＥＳＴ７２Ｍ－３４０	A	340
ウエストホールディングス	ＷＥＳＴ７２Ｍ－３４５	A	345
ウエストホールディングス	ＷＥＳＴ７２Ｍ－３５０	A	350
ウエストホールディングス	ＷＥＳＴ７２Ｍ－３５５	A	355
ウエストホールディングス	ＷＥＳＴ７２Ｍ－３６０	A	360

メーカー名・型番・公称最大出力を**必ずコピー&ペースト**してください。
※型番は全角入力で OK
使用枚数を入力してください。

パワコンの入力方法

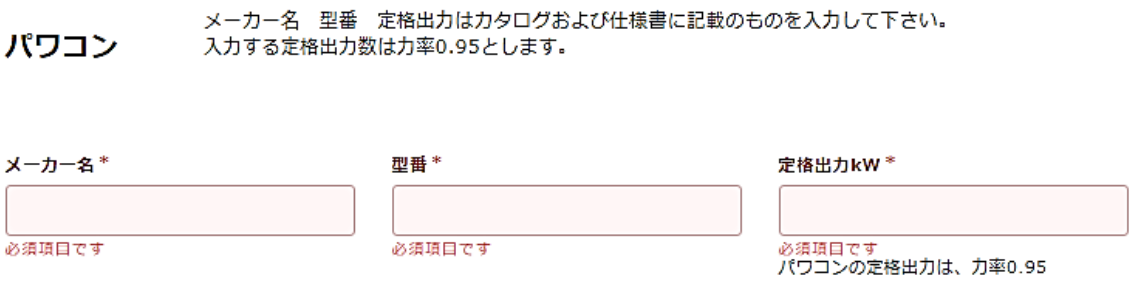

保証書を確認して、設置したパワコンのメーカー名・型番を入力してください。

定格出力 kW はカタログ・仕様書に記載のものを入力（力率 0.95）

パッケージ型番、型番の『PWC-』は入力しないでください。

機能性 PV の周辺機器を設置した場合、対応するパワコンを設置していない場合は上乗せ対象外です。

※登録がないパワコンを設置した場合は、保証書に加えて設置済のパワコンの仕様書も提出してください。

パワコンを複数設置している場合は同様に入力してください。

6. リフォーム瑕疵保険情報

★リフォーム瑕疵保険等の保険証券または保険付保証明書の写し

⑳ **必要書類：<リフォーム瑕疵保険等の保険証券または保険付保証明書の写し>**

太陽光発電システムを設置する際に、工事請負事業者がリフォーム瑕疵保険または大規模修繕工事瑕疵保険に加入した場合、１契約当たり 7,000 円が交付額に上乗せされます。

① 保険加入していないまたは他の助成金で申請済の場合は『申請なし』で『次へ』に進む

② 『リフォーム瑕疵保険』または『大規模修繕瑕疵保険』に加入している場合は、該当するものを選択

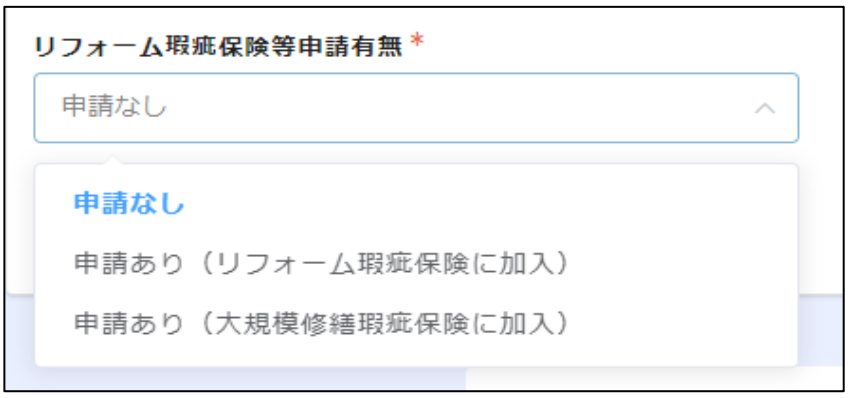

③　加入した保険法人名をプルダウンより選択

④　証券番号を入力

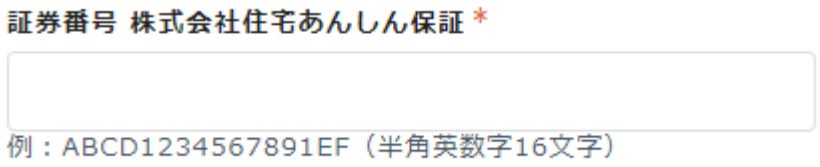

⑤　保険証券または保険付保証明書の写しを提出してください。

※注意※

リフォーム瑕疵保険等を重複して申請した場合は、【重要】リフォーム瑕疵保険等の重複申請について：令和７年度家庭における太陽光発電導入促進事業助成金 交付申請兼実績報告書（第５号様式／その他書式／添付書類等）が送信されます。

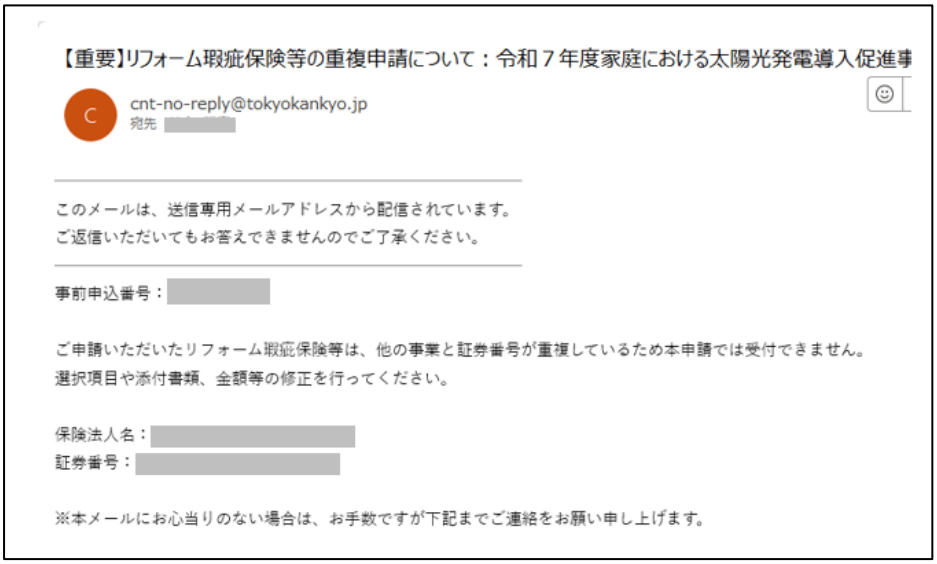

【重要】リフォーム瑕疵保険等の重複申請について：令和７年度家庭における太陽光発電導入促進事

cnt-no-reply@tokyokankyo.jp
宛先 [redacted]

このメールは、送信専用メールアドレスから配信されています。
ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

事前申込番号：[redacted]

ご申請いただいたリフォーム瑕疵保険等は、他の事業と証券番号が重複しているため本申請では受付できません。
選択項目や添付書類、金額等の修正を行ってください。

保険法人名：[redacted]
証券番号：[redacted]

※本メールにお心当りのない場合は、お手数ですが下記までご連絡をお願い申し上げます。

上記のメールを受信した場合は、証券番号の入力に誤りがないか確認してください。

※入力に誤りがあった場合は、交付申請兼実績報告フォーム⑥リフォーム瑕疵保険情報の証券番号の入力を修正してください。

※入力に誤りがない場合は、すでに申請済の瑕疵保険等の証券番号のため交付額に上乗せはできません。

下記の修正をお願いします。

① 交付申請兼実績報告フォーム⑥リフォーム瑕疵保険情報および交付申請用計算書のリフォーム瑕疵保険等申請有無を『申請なし』へ修正してください。

② 交付申請兼実績報告フォーム助成金交付額の算出瑕疵保険等（H）と助成金交付申請額（I）の修正をしてください。

7. 助成金交付額の算出

★交付申請用計算書

㉑　必要書類：＜交付申請用計算書＞（公社書式③）

交付申請用計算書を使用して、交付額を計算してください。
公社 HP または交付申請兼実績報告のフォームの【R７太陽光】参考資料掲載ページから**最新の交付申請用計算書**を取得して作成後に交付申請の手続きを行ってください。
なお、提出時は PDF へ変換してください。

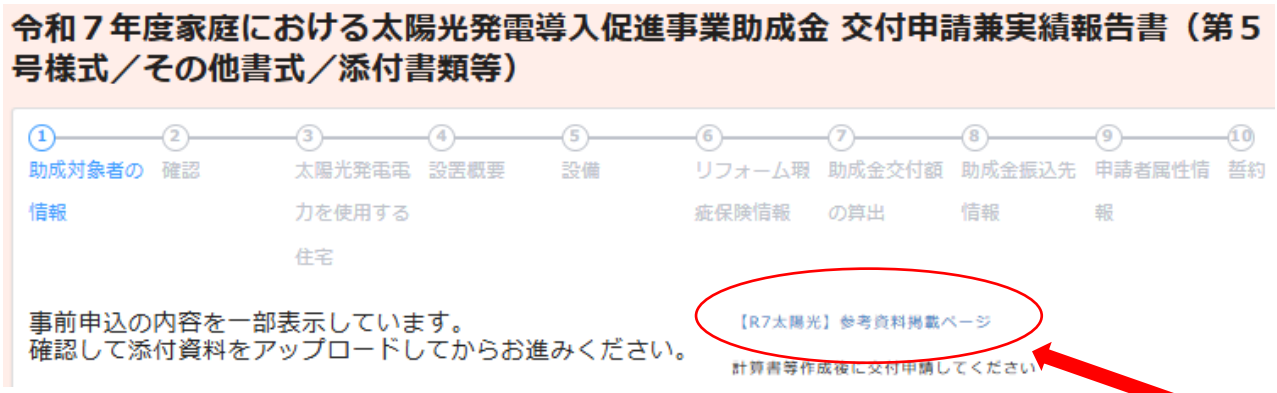

交付申請用計算書

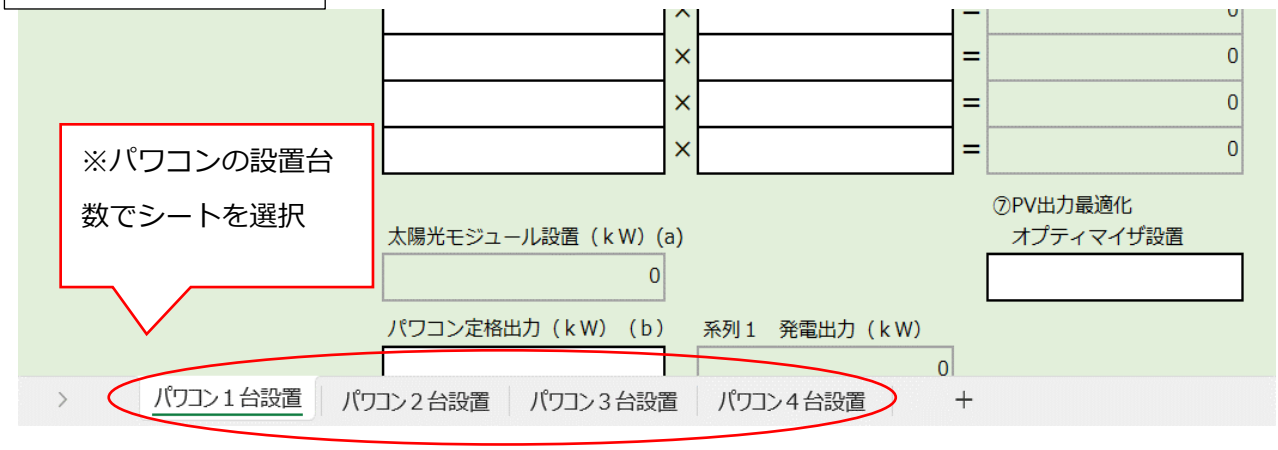

＜交付申請用計算書の入力＞

1.　太陽光発電システムを使用する建物の区分

太陽光発電システムの電力を使用する住宅について該当するもの選択してください。

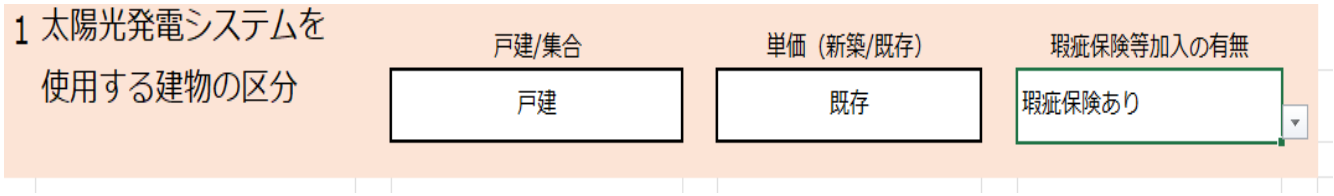

交付申請兼実績報告フォーム③太陽光発電電力を使用する住宅の選択と一致していること

交付申請兼実績報告フォーム⑥リフォーム瑕疵保険情報の入力と一致していること

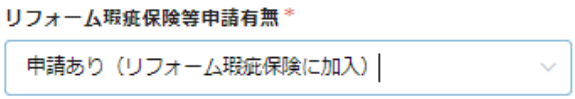

＜交付申請用計算書の入力＞

２．太陽光発電システム＜パワコン１台目＞～＜パワコン４台目＞

※パワコンを複数台設置した場合は、それぞれのパワコンに接続したモジュールごとに入力すること

- 陸屋根上乗せに該当している場合は、『陸屋根上乗せ工事あり』を選択すること
- モジュールの公称最大出力（W）と使用枚数を入力すること
  公称最大出力が同一であっても、型番ごとに分けて入力すること
- モジュールが機能性 PV（上乗せ）に該当する場合は、その上乗せ金額を選択すること
- 機能性 PV のオプティマイザまたはマイクロインバータを設置した場合は、設置ありを選択すること
- パワコンの定格出力(kW)を入力すること

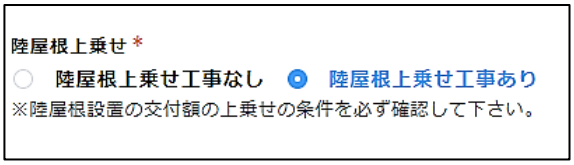

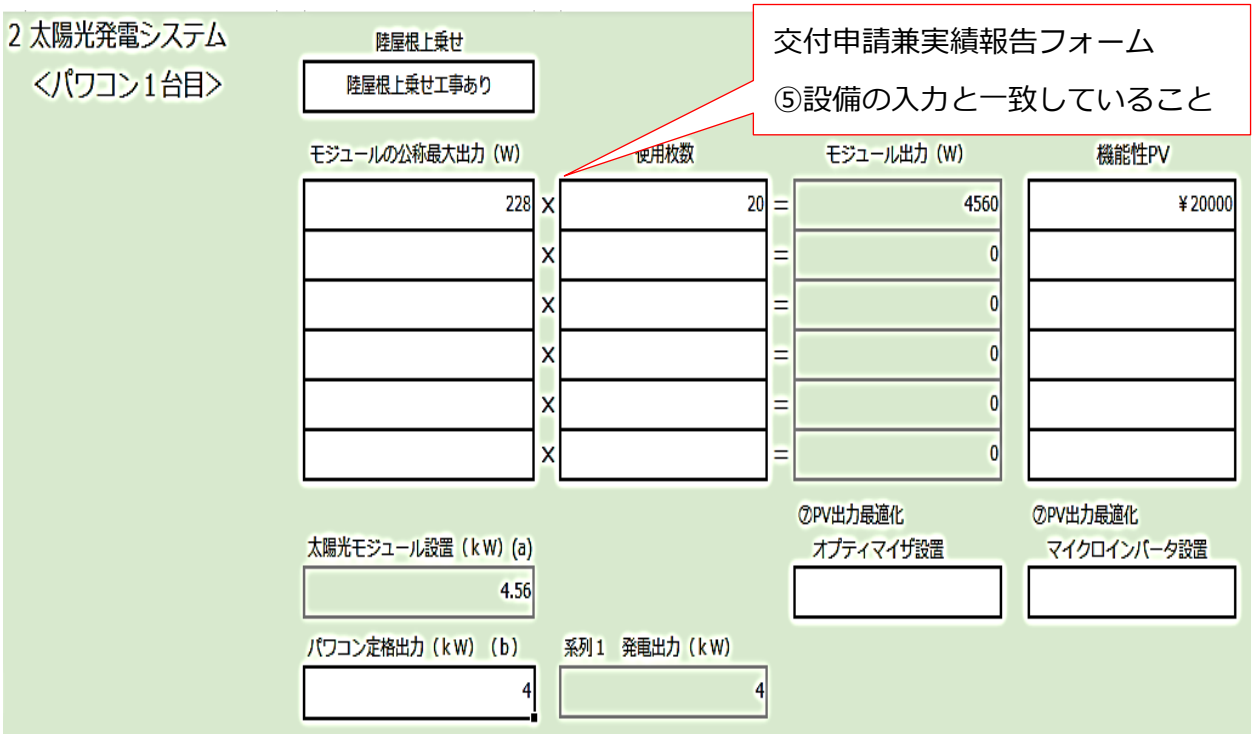

＜交付申請用計算書の入力＞

3．助成対象経費

助成金の交付対象となる経費を入力してください。

・　領収書（公社書式①）または領収書内訳（公社書式②）に記載した『太陽光発電システム設置工事費用合計』の金額を入力してください。

・　陸屋根上乗せ工事ありに該当する場合のみ『架台設置工事費用』『架台設置に伴う防水工事費用』の金額を入力してください。

・　キャッシュバックキャンペーン等の還元があった場合は、その金額を入力してください。（商品券・還元ポイント等を含む）

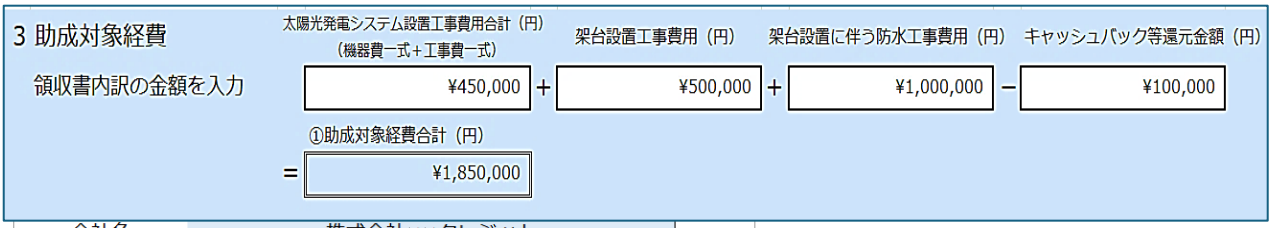

会社名	株式会社××クレジット	
領収額合計	4,345,000	※税込

上記の金額を太陽光発電システムの代金として正に領収いたしました。
なお、クレジット（ローン）返済金の受領を証するものではありません。
助成対象経費となる領収内訳は下記の通りです。なお、機器費一式・工事費一式には太陽光発電システムの助成対象外となる経費は含まれていません。

太陽光発電システム設置工事費用（内訳）	機器費一式	350,000	※
	工事費一式	100,000	※税抜
	合計	450,000	※税抜
架台設置工事費用（陸屋根上乗せ工事ありのみ入力）		500,000	※税抜
架台設置に伴う防水工事費用（陸屋根上乗せ工事ありのみ入力）		1,000,000	※税抜
キャッシュバックキャンペーン等還元額		100,000	※税抜
助成対象経費合計		1,850,000	※税抜

内訳のそれぞれの金額を入力

交付申請用計算書の入力

4．国または区市町村の補助金額（受給した場合のみ）

太陽光発電システムのみの受給額を入力してください。

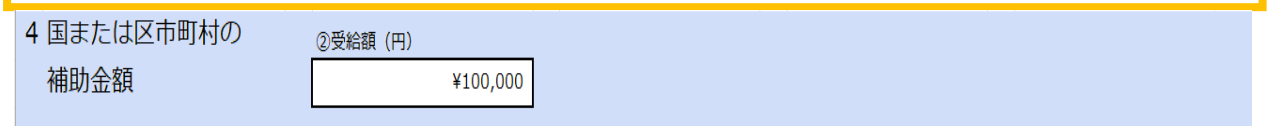

＜交付申請用計算書の入力＞

５．交付額

交付申請兼実績報告フォームに転記してください。

※交付申請兼実績報告のフォームは、三桁区切りのカンマの入力ができません。桁誤りにご注意ください。

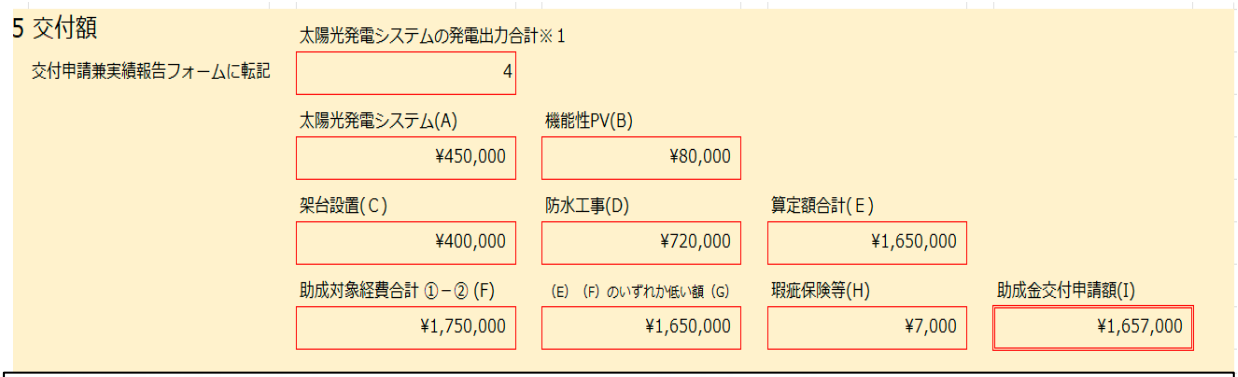

8. 助成金振込先情報

必要書類：なし

手続代行者が入力をする場合は、必ず助成対象者に確認し、振込口座情報に誤りがないようにご注意ください。審査時は、金融機関名と支店名にエラーが確認された場合のみご連絡させていただきます。また、振込時に振込不能となった場合は、通常支払いより１か月以上遅くなる旨を手続代行者から助成対象者へ連絡をお願いします。

※口座情報の入力は、必ず通帳等で確認して誤りがないようにご注意ください。

- 助成対象者本人の口座であること

  （旧姓名の口座や海外口座への振込はできません）

  ※通称名・通り名を金融機関で登録した場合は、本人確認書類との関連がわかる書類（「住民票」・「印鑑証明」等）を提出してください。

  ※地位の承継等があった場合は、変更申請手続き後に交付申請を行ってください。

  変更申請に該当しない場合は、振込口座名の変更はできません。

- 金融機関で登録した記載どおりに入力すること

  キャッシュカードにクレジット機能がある場合の入力誤りが多くあります。

  必ず銀行口座と一致する入力をしてください。

  口座名登録がカタカナ・ローマ字での不一致での振込不能が特に外国人名で多くあります。

  口座名義の記載を必ず確認してください。

- ゆうちょ銀行の場合、通常の口座情報ではなく、

  振込用の『店番（３桁）・口座番号（７桁）』を入力してください。

補足説明書類：＜理由書＞

必要書類の記載内容に誤りや記載不足等があり、審査上不備にあたる場合は、助成対象者の過失ではないものに限り、理由書を提出することで助成対象として認める場合があります。なお、必要書類が再発行できない場合のみとします。

　書類への加筆・加工・改ざんは不正行為とみなします。保証書等で審査上の不足がある場合は、理由書をご提出ください。

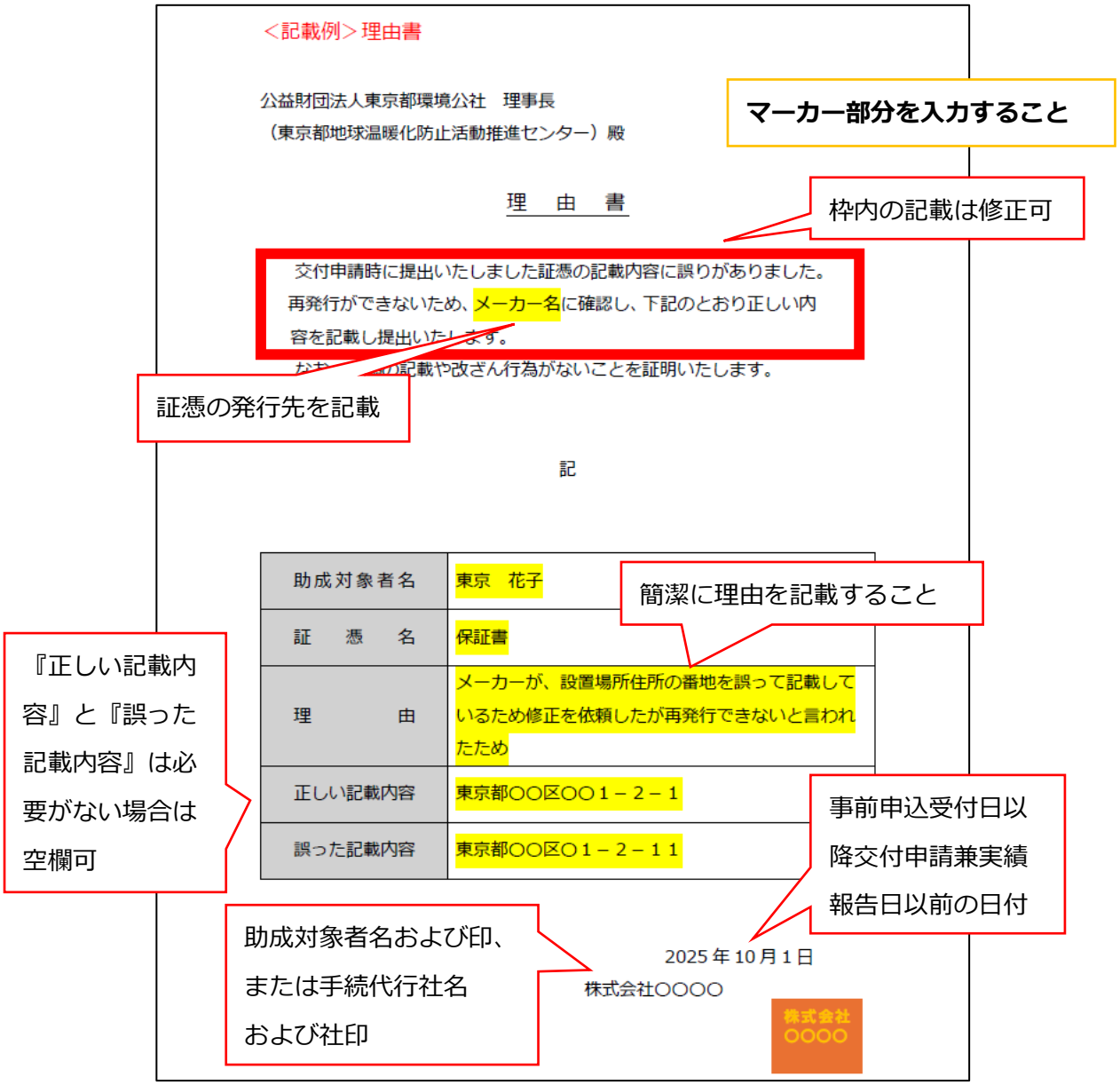

必要に応じてフォーマットの変更が可能です。

＜提出書類に記載の不足がある場合の記載例＞

公益財団法人東京都環境公社　理事長
（東京都地球温暖化防止活動推進センター）殿

マーカー部分を入力すること

理　由　書

枠内の記載は修正可

交付申請時に提出いたしました証憑の記載内容に不足がありました。
再発行ができないため、メーカー名に確認し、下記のとおり不足内容
を記載し提出いたします。
なお、虚偽の記載や[illegible]ん行為がないことを証明いたします。

証憑の発行先名

記

助成対象者名	東京　花子
証　憑　名	保証書
理　由	設置場所の記載がなく、〇〇により 保証書の再発行不可
正しい記載内容	東京都〇〇市〇〇 1-22-3
誤った記載内容	

事前申込受付日以降交付申請兼実績報告日以前の日付

2025 年 10 月 1 日

助成対象者名および印、または手続代行社名および社印

株式会社〇〇〇〇

株式会社
〇〇〇〇

補足説明書類：＜再審査依頼について＞

公社より指示があった場合のみ提出可能、再審査の可否は協議により決定

公社では、東京都より定められた実施要綱および交付要綱に従って審査業務を実施しています。審査では、必要書類が『交付申請の手順書』、および『助成金の手引き』等に記載されている内容であり、交付申請が助成対象であるかを確認いたします。
そのため審査にて、『助成対象外』と判断があった場合は、原則、取下げの手続きをお願いします。

やむを得ない理由等で『対象外』ではないと確認された場合のみ＜再審査依頼について＞の提出をもって再審査が可能となりますが、再提出した書類に加工、加筆、改ざん等が確認された場合は、提出を行った手続代行者の案件について調査を行います。

調査対象は該当の手続代行者の全案件となりますので交付決定後であっても、助成金が支払われない場合があります。

また、悪質性が確認された場合は、手続代行停止・顛末書の提出・助成金額の返還の処分等を行います。

その他公社が必要と認める書類

助成対象であることの確認のため、必要書類に加え、別途資料や書類等の提出をお願いする場合があります。

9. 申請者属性情報

今後の施策検討に活用するための情報提供をお願いします。
他事業ですでに回答されている場合は、回答済を選択してください。
未回答の場合は、それぞれの項目についてのご回答をお願いします。
なお、ご提供いただきました情報は、統計処理したうえで公表させていただきます。

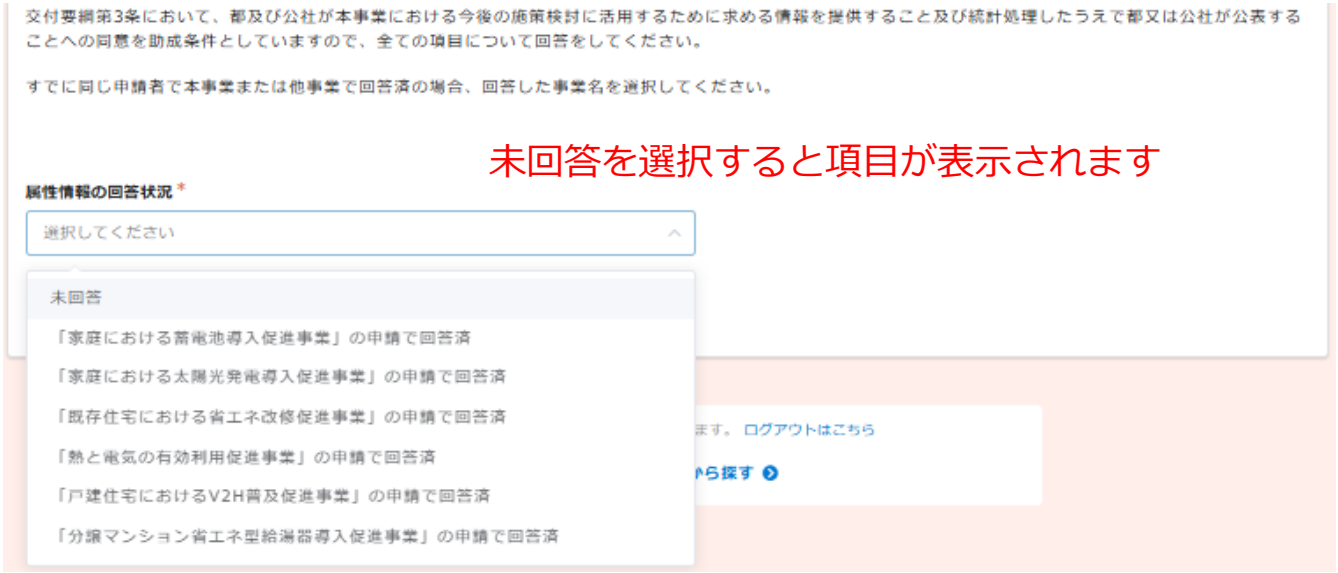

【更新履歴】

日付	主な更新内容	ページ	Ver
2025/6	初版作成		
2025/7	＜重要＞交付申請前に必ずお読みください　の記載を修正	P.1	Ver.1.1
	1．助成対象者確認書類　の記載を修正	P.11	
	助成対象者種別ごとの必要書類　の記載を修正	P.14	
	5．設備　の記載を修正	P.42	
	機能性 PV（上乗せ）　の件数を修正	P.45	
2025/11	助成対象者種別ごと必要書類 ・運転免許証、マイナンバー個人番号カード、健康保険証、資格確認書、在留カードのマスキングについて情報追記 ・保険証は 2025/12/2 実績報告受付分より無効と追記	P.14	Ver.1.2
2026/3	契約前であれば事前申込の廃止を行い、再度正しい内容で事前申込を行ってください。 を削除	P.1	Ver1.3
	契約前であれば事前申込の廃止を行い、再度正しい内容で事前申込を行ってください。 を削除	P.11	